

平成30年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成30年9月14日（金）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議員派遣について
日程第4 一般質問
日程第5 承第6号 専決処分した事件の承認について
専第7号 平成30年度一般会計補正予算（第3号）
日程第6 議第41号 白川町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第7 議第42号 白川町コミュニティバス条例の制定について
日程第8 議第43号 白川町スクールバスの住民利用に関する条例の全部を改正する条例について
日程第9 議第44号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第10 議第45号 白川町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第11 議第46号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第12 議第47号 平成30年度白川町一般会計補正予算（第4号）
議第48号 平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第49号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議第50号 平成30年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 認第1号 決算の認定について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 今井昌平君、
7番 嶋田有康君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	藤井充宏君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	藤井沙弥香君		

7. 会議の経過

(議長 9番 細江茂樹君)

- 議長 どうも皆さん、おはようございます。天候の方が秋雨前線の影響でなかなか晴れ間がみえないというような状況で、特に農作物ですね、米の方ですがなかなか早い収穫ができない状況となっております。その辺も早く天候が回復していくことを願っております。

また、先の台風におきましては、各消防団、そして協議会、役場職員の本当に早い段階での対応をしていただきまして、本当にありがとうございます。またそれに伴って、各協議会では独居老人の方の対応ということで、本当に公共交通を使いましてですね、送迎等やっただき、早い段階での避難をしていただきまして、本当にありがとうございます。また、停電ということ、また倒木というような形で、本当にそれについてもですね、ボランティアの方の迅速な対応をしていただき、本当に有り難いと思っております。この台風を教訓にしてですね、各地区で後の反省点、今度どういうふうに取り組むのかということを考えていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いしまして冒頭のあいさつとさせていただきます。

- 議長 なお本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。
- 議長 ただ今のお席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただ今から平成30年白川町議会第3回定例会を開会します。
- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成30年7月12日、第1回定例会以降の諸般の報告をした。
なお、平成30年7月25日、8月24日に執行されました例月出納検査の結果及び6月から8月に執行されました各課所管の平成29年度事務事業の監査結果及び決算審査の審査結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による「報第5号 平成29年度白川町財政健全化判断比率」、「報第6号 平成29年度白川町簡易水道事業資金不足比率」、「報第7号 継続費精査報告書」について、町長から議会に報告されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

- 議長 ただちに本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、5番 服部圭子君、6番 今井昌平君を指名します。
◇日程第2 会期の決定
- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの8日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月21日までの8日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。

(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 第3回白川町定例会を招集しましたところ、議員全員のご参加をいただき、有り難うございます。また、先の北海道胆振東部地震で被災をされ、お亡くなりになられました方には、心より哀悼の意を表しますと共に、一日も早い復興を願うものでございます。

さて、今から400年あまり前の慶長4年、明日のことでございますけれども、9月15日に関ヶ原の戦いがありました。その15年後の大坂冬の陣、夏の陣で豊臣家が滅び、元号が元和に変わり、元和演武を唱えた徳川家康でございます。仏教を倉に納めて平和が始まったという意味だそうでございます。その翌年、家康は45歳で亡くなっております。当時としては非常に高齢であったというふうに言われております。来年は今上天皇が退位され、平成が終わり新しい年号が始まります。推古天皇12年の時に聖徳太子が制定をしたと言われる17条憲法があります。その最後の17条では、物事は独断とするな、必ず多くの人と論じ合うこと。そうすれば道理に合った良い結論が得られると締めくくっております。今、我が町はすぐに決断を求められる事項が山積しております。そして、かつて経験したこともないことばかりでございます。少子化、高齢化の中で教育、公共交通、防災、庁舎、地場産業、福祉、健康等々、町民全員が当事者である事案ばかりでございます。つまり、誰かにお任せをするでは解決しないことばかりでございます。町民全員が当事者としての参加が不可欠でございます。その過程で多くの議論は必要です。十条では、議論の仕方に触れております。心の中での憤りをなくし、憤りを表情に出さぬようにし、他の人が自分と異なったことをしても怒ってはならない。人はそれぞれ考えがあり、それぞれ自分がこれだと思えることが、決して自分の意見が正しいのではないという自覚、自分はこれだと思ってもみんなの意見に従って行動することなど、私にとりましては反省をすることばかりでございます。山頭火の俳句に、分け入っても分け入っても青い山という句があります。まさに白川の夏の原風景が目には浮かびます。そして、その真意は、人生とは次から次に問題が起きてくるもので、一つ解決されてもまた次の問題が起きてくるものだ。行けども行けども目的地に届かないという思いが、未熟な私の人生と重なる感が致すところでございます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分した事件の承認について1件、条例の制定について2件、条例の全部改正について1件、条例の一部改正について1件、過疎地域自立促進計画の変更について1件、辺地に

係る公共的施設の総合整備計画の策定について 1 件、平成 30 年度 一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、介護保険特別会計の補正予算 4 件、平成 29 年度一般会計及び各特別会計の決算認定 1 件の合わせて 12 件を上程しております。このほか追加議案として、教育長及び教育委員会委員の選任に係る人事案件 2 件を予定しておりますのでよろしくお願いをいたします。

承第 6 号は、専決処分をしました白川町一般会計補正予算（第 3 号）であります。7 月豪雨により町内で発生しました災害に対して応急的に復旧を図るため急施を要したことから専決処分を行なった補正予算について承認を求めるものでございます。

議第 41 号は、白川町犯罪被害者等支援条例の制定であります。犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定め、町民の安全安心な地域社会の実現に寄与するため本条例を制定しようとするものであります。

議第 42 号及び第 43 号は、新しい公共交通の体系として 10 月から町営コミュニティバスの運行を開始することに伴い、白川町コミュニティバス条例を制定し、既存の白川町スクールバスの住民利用に関する条例の全部を改正しようとするものであります。

議第 44 号は、白川町印鑑条例の一部を改正する条例であります。性的少数者に配慮し、性別表示を削除するため、所要の改正を行なおうとするものであります。

議第 45 号は、白川町過疎地域自立促進計画の変更であります。過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、過疎地域自立促進計画の変更について議決を求めるものであります。

議第 46 号は、白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定であります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条に定めるところにより、平成 30 年度における白川町の 2 地区に係る公共的施設の総合整備計画について議決を求めるものであります。

議第 47 号は、平成 30 年度一般会計補正予算（第 4 号）であります。今回の補正では、総額 2 億 6,000 万円を追加して、補正後の予算総額を 63 億 8,600 万円とするもので、補正の主な内容は、総務費では、会計年度任用職員制度導入に対応する委託費として 184 万円を追加、民生費では、障害者支援費事業及び福祉医療助成事業の精算に伴う返還金として 1,336 万円を追加、衛生費では、簡易水道特別会計への繰出金に 2,440 万円を追加、農林水産業費では、町単土地改良事業補助金に 110 万円を追加、商工費では、創業支援補助金として 120 万円を追加、教育費では、町内小中学校エアコン整備工事に向けた設計委託として 900 万円を追加、災害復旧費では、農地農業用施設及び林業用施設への災害復旧事業として、3,900 万円を、公共土木施設への災害復旧事業として、1 億 6,305 万円を追加したほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する主な歳入予算として、地方交付税では、1,960万円、分担金及び負担金では、105万円、使用料及び手数料では、260万円、国庫支出金では、1億4,687万円、県支出金では、68万円、繰入金では、800万円、繰越金では、724万円をそれぞれ追加、諸収入では、14万円の減額、町債では、7,410万円を追加して収支の均衡を図りました。

議第48号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、国保制度改正対応システム改修委託料として27万円、療養給付費等負担金過年度分返還金に1,753万円を追加して、補正後の予算総額を10億2,500万円とするものであります。

議第49号は、平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）で、ポンプや電動弁の修繕費として2,000万円、災害復旧や国道256号の改良工事に伴う配水管の支障移転工事費として1,500万円を追加して、補正後の予算総額を7億3,700万円とするものであります。

議第50号は、平成30年度介護保険特別会計補正予算（第2号）で、過年度分支払基金交付金等の返還金4,660万円を追加して、補正後の予算総額を11億6,390万円とするものであります。

認第1号は、平成29年度白川町一般会計及び各特別会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決し

ました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、質問回数は一件につき一人3回までとし、制限時間は答弁を含め、一人1時間以内とします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

8番 安江孝弘君。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 ただ今議長さんの一般質問に対するお許しを頂きましたので、ただ今から質問させていただきます。

質問に入る前に、先般9月6日、3時7分に発生致しました北海道の厚真町の41名お亡くなりになった皆様方に心から哀悼申し上げたいと思います。

そして、つい最近、地方議会に問題あるというような形で新聞に書いてございました。これは全国の地方議会に問題あるというのが41%でございましたが、県内の問題は11町村あって、中でもこの郡内の状況を見てみますと、加茂郡の富加町におきましては、議員能力の限界を感じるというようなことも書いてございましたし、八百津町においては、執行部提案が追加議案となっている等、行政視察の能力の低下も指摘をされております。中津川におきましては、それぞれ定員を見なしていく中での統合が今一度必要ではないかというような話も出ておりました。それぞれの議会において、そしていろいろ申し述べられておりますけれども、当白川町議会においては、素晴らしい議長の元で何の問題もなく執行されておることに心から敬意を表するものでございます。

では、只今から私の一般質問をさせていただきます。

はじめに複合拠点施設のよいいちと道の駅美濃白川の全体の経営について、町長からお話を承りたいと思います。現在、道の駅美濃白川ピアチェーレの第2駐車場で運営されております複合型拠点施設よいいちと、道の駅全体の経営について町の考えをお伺いしてまいりたいと思います。この春にオープンしたよいいちについて、当初から危惧されていたとおり道の駅全体としての売上げに大きな影を落としておると思います。多くの従業員からも以前のように道の駅と同じ敷地での営業を望む声が出されております。今後の事業経営について危惧しているところであります。そして、やはり新しい施設での営業は良かったと言われるような売上げ倍増の施設や、国道41号を通る方や多くの地域住民の方に利用してもらい、且つリピーターとして再び利用してもらうためのアイデアやイベントのようなものは考えておられるのか。例えば、毎週客寄せのイベントとして、全国都道府県の物産展をやるくらいの意気込みがあるのかについてもお伺いしたいと思います。

さらには、私が以前提案いたしました旧施設の土地におけるコンビニエンスストアについては、具体的に検討されたのか。国道利用者が安心して寄れる施設は、道の駅とコンビニエンスストアであると言われております。直接経

営しなくても、町がオーナーになってテナント型でも良いと考えますし、もっと言えば、お客さんに寄ってもらい、相乗効果で売り上げが上がるならば、現在のよいいちの施設を一部改造してでも、コンビニエンスストアとして併設営業してはどうかとも考えます。坂ノ東地区の住民からも要望のあったように、24時間営業のコンビニエンスストアが開店すれば喜ばれるのではないかと考えております。このよいいちと道の駅美濃白川の全体としての増収益を図る経営戦略について、町長はどうお考えであるのかお尋ねいたします。以上でございます。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは安江議員の質問にお答えさせていただきます。

「よいいち」の施設整備につきましては、それぞれの店が国道を挟むこととなることから、これまでも何度もご質問をいただき、その度に一つの道の駅として、目的地となり得る施設への展開を図りたい旨を答弁させていただいてきたところです。今回の「よいいち」の施設建設につきましては、いろいろとご心配いただく声はありましたが、それぞれの施設の今現在の老朽化、またそれに伴うピアチェーレの将来的な大規模改修、それから来場者の安全、駐車場の有効活用といった総合的な判断から議会の皆さま方の了解もいただき、整備に踏み切ったものでございます。前の施設の方が良かったというような発言をする従業員があるのであれば、せつかくの新しい施設ですので事業展開を前向きに考えるよう議員各位からもご指導いただきたいとまずもってお願いをしたいというふうに思っております。

さて、4月21日に「よいいち」がオープンしましてから5ヶ月あまりとなりました。残念ながら、4月から8月までの売上げはピアチェーレ、白川野菜村チャオ、それからたまひまグループともに売上げが伸び悩んでいる状況ではあります。通行量の減少から厳しい将来予測の中での船出ではありましたが、今年の来場者の落ち込みには正直ショックを受けているところでございます。7月の災害の影響で、下呂温泉の客足が遠のいたこと、それから猛暑の影響で外出を控えた方が多かったことなど、台風と気象の影響を大きく受け、町内だけでなく多くの施設で来場者数が落ち込んでいるというふうに伺っております。想定より少ない来場者に早急な対策の必要性を痛感いたしておるものでございます。ピアチェーレにおきましては、白川ハムの新商品を開発したり、観光面で友好関係にある南知多の海産物を置いたり、あるいはホームページのリニューアルを進めるなど、いろいろチャレンジしておりますけれども、いかんせん白川茶の売り上げの減少が収益に大きく影響しておる状況でございます。

よいいちについてみてみますと、白川野菜村チャオにおいては、5月から7月にかけて野菜の出荷が少なく、売上げ、レジ数ともに大きく減少しています。施設の移転をご存じない方もまだまだ多く、PR不足との認識も持っておりますけれども、今回の移転の効果の一つとしては、今年の猛暑の中で、冷房が効く施設になったことは、商品の品質保持の面でも、職場環境の面でも良かったという声をいただいております。

てまひまグループにつきましては、前年を若干下回る程度であり、レジ数は増えている状況でございます。この2店舗では売上げが減少しているものの、商工会の店、あるいは蕎麦屋、イベントスペース出展者を加えた売上げ合計では、前年の白川野菜村チャオ、てまひまグループの合計額を200万円ほど上回っており、売上げが分散したとも考えられる状況だというふうに分析しております。8月には白川野菜村チャオ、てまひまグループともに売上げは回復する傾向が見られます。売上げの増加、リピーターを確保するためには、品揃えの充実、いつ来ても品物がある状況を維持することがもっとも効果的であり、集落支援員を中心にいたしまして、品物の集荷、栽培指導等の充実を図ることが最も重要であると考えております。また、新規顧客の確保、リピーターの増加には、議員の提案の通りイベント等の取り組みが有効であり、今年8月には旧チャオでのお楽しみイベントも開催したところでございます。これから秋の時期には、例年のイベントにはなりませんけれども、観光協会による秋の味覚フェスタ、白川野菜村チャオの感謝祭、出荷グループによる売り出し等が行われる予定でございます。あわせて、広報活動にも力を入れて参りたいと考えておるところでございます。

コンビニエンスストアの設置につきましては、担当者を出店者会議に出席させるなど、水面下での検討は進めておるものでございます。議員提案のチャオ跡地での整備なども一案かとは思いますが、コンビニだけで消費が完結してしまっは近隣施設の売り上げ増にはつながりません。逆に売上げが減少してしまう懸念さえあります。コンビニに立ち寄り、施設も回ってもらえる仕掛けが必要との認識の中で、設置位置等について検討しているところですので、今しばらく検討のお時間をいただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、想定より厳しい現実を突きつけられている状況にありますので、今後の予測も踏まえながら、新たな施設整備をするのであればどの程度までの額で何をするのか、またどこが運営するのかといった具体的な計画を早期に策定し、また議員の皆様方に相談させていただきたいというふうに考えております。12月を目処にある程度の方向性を示せないかと思っておりますが、方向性の一つに民間委託という選択肢も含めなければいけない状況となってきておりますことを申し述べまして答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい、8番。

○ 8 番 ただ今、町長からこの複合施設についての町長の考え方を今お聞きしたわけでございます。全体的には町長が考えておられることのとおりであろうかと思いませんけれども、その現場では中々その考えでおられるような状況には至っておらないと思っておりますし、ただ1つの間違いは、あそこに総支配人、副支配人が2人おられます。一体この方々は何を基本に、何をどのようにこの道の駅全体の売上げを伸ばし、そして町のために、そして41号のために考えておられるのか、私はさっぱりわかりません。そしてよいいちについては、てまひまグループ、あの商工会の出でおる店そのものが、何かかんかわかりません。もうあれだけのところに、あのようなままと式の方式で商売をやっとってもいいことには私はならないであろうと思っておりますし、その今一般の方々、そして中に働いておら

れる方々が元のところに戻ってほしいというのは、それはその方が代理をしておられることは事実です。お客が来てですね、なぜそういうことをしてしまったのか、あんな向こうへ持ってってまったのかということをお客が言うもんですから、その従業員は心からそりゃその通りだという人があるだろうけれども、こういう訳で向こうへ移ったんだと。しかし向こうにはいい物があれば買ってほしいという宣伝はしておることは事実でございますけれども、中々そうはいかないというようような現状であるわけで、そして野菜市場の跡地、迷路を作ったりきゅうりのまるかじり等々をやっ取りますけれども、そして、いわゆるシルバーに従業員を5人も6人も頼んでも誰も来ないというようなことで、逆に行く事は嫌だといって断られたという話も聞いておりますけれども、それは一部の話だけであって、全体的にあの道の駅の元の駅、そして今やっておるところの大改革を今しなければ、本当にこのままでいいのかと、議会に、先ほど町長が議会の許しもいただいて、そしてあれが出来た、その通りです。我々も安易な気持ちで賛成をしてやったことは事実でございますけど、これ以上、今以上に良くなるであろうと、これ勿論町長もそう思われたと思いますけれども、いかにせん今交通量、美濃関線へ入ってしまう車、そして美濃加茂の方から来れば、トンネルを越えて加子母へ行く車が大半になってしまいました。交通量は減ってまいりました。それは初から分かっておること、その分かっておることを我々も執行部が、これだけは頼むということで賛成をしたのが我々も責任がある、責任があるがゆえにこうして質問させていただくわけですが、このことをどうしたらいいか、町長がその点についていろいろ申されましたけれども、お茶についても、そしてそれぞれのそこで売る仕事についても、物についても、特に町長がお茶については台湾、そして外国に売り上げをしたいということで地域おこし協力隊の英語が喋れる、中国語が喋れる、韓国語が喋れると、3か国語が喋れる素晴らしい人を雇っておられたけれども、もう辞めて帰ってしまわれた。そういう金をやって台湾やあちらに1千万円もかけて、200万円ぐらいのお茶しか売れない、それはそれでしやないと、しやないけれどもそのことを継続してこそ初めてそのお茶が200万円、300万円、400万円と売れていくであろうと思うし、またそちらの外国の方でそういう宣伝もしていくとお茶は売れていくであろうと思うが、その後を誰がやるんかということになると、道の駅におる人たちがやるんだと。役場から出向しとる人がやるんだということだけでは、どうにも売り上げに繋がっていく状況にはならないであろうと。そしてお茶そのものが、町長が言われたように、非常に味の形態が悪くなると、これはピアチャーレだけじゃないです。白川町全体のお茶の味が非常に悪くなったということは事実なんです。そこを踏まえて、これはやっぱりその担当者、責任者、お茶を現実に扱っておる人たちがしっかりそのことをやらないと、今これからの白川茶の名声、お茶と東濃ひのきで慣らしてきたこの白川町が、お茶で失敗をするような気がするんです。今、一番のお茶の大量に生産をしておった広野が、大変な状況にきておると、これは宇津尾でも一緒です。そういうことを考えた時に、今一度我々議会も、そして白川町もお茶については、しっかりと定義を定めて、こうするんだということを経営者に

も申し述べていかなければいけないと思っておりますが、なんせ道の駅ピアチェーレ、よいいちについては、町長がその社長を全部引き受けておられる。そして町長なんです。そして町長は、白川町民全員の付託を受けて町長になられたんです。だから、誰も文句を言う者はないと思う。それに議会が全員賛成したというんならどんな仕事でもできるはずなんです。思ったことをどしどしやっていただいて、そしてそれでも売り上げがどうしても上がらないということであれば、我々も責任をおってやらなきゃならんと思いますけれども、そこまで町長にはやってほしいなど。そして道の駅そのものが、雑音が入って来ることは事実ですけども、あそこの宣伝もそうです。宣伝が悪い、看板が分からん、それも社長が行って桜の木を切ってあそこが分かるようにされる、なぜ町長がそこまでやらなきゃならんのですか。私はこのやり方は素晴らしいことだと思うんですけども、その看板そのものが道の駅のあの塀に付けてあるのは、私は3年前から上に上げなさいと言うけれども、相模の坂を下りてくる時は分かるが、下へ来たらもう全然分からない、なぜやってもらえんのか、3年も4年も前から言っておるんです。何のために支配人や副支配人が何人もおって、町職員がおるのか。私には分かりません。あそこの仕事は遊びじゃないんです。町民のために、そして道の駅のためにやっておるところであろうと私は思うんです。どうかそういう意味合いの中で今一度町長に、あの中での改革をこれから、先ほども若干申されましたけれども、どのようにしてお茶と、あのハムのことでもそうです。ハムの評判も確かに初は良かった。今非常に悪い。その辺のところをどう改革して、このようにしていくで一つ協力を頼むということであれば私も納得しますけれども、今の状況で、あのままではちょっと厳しいなど、何とか改善をして、先ほど言われたように民間委託をし、そしてそのことのできる人を雇って大将にすることが一番ベターではなかろうかと思いますが、その点について今一度町長の見解をお聞きしたいと思います。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 応援をいただきまして本当にありがとうございます。確かに施設の中で私が社長であって、その中で野菜村チャオの運営は私は社長ではない訳でして、運営委員会が運営をしておるといふ状況だけ報告をしておきます。今お話のありましたように、いろんな形で改革を進めております。お茶につきまして一番今たくさんお話が出ましたもんですから、私の思いというのを少し述べさせていただきたいなと思っております。

お茶につきましては、海外展開も今ピアチェーレばかりじゃなくして菊の園さんとか、それぞれの皆さん方もジェットロさんの関係等で香港へ行ったりとかそういう形で進めておみえになります。特に個人では無い、特に地域おこし協力隊の話しも出ましたんですけども、その組織の中でどう動くか、組織として守っていかなければいけないというふうに思っております。だから誰々が一人欠ければその事業が終わってしまうというようなことは絶対あってはいけないことございまして、海外へのお茶の展開につきましても私自身も商社回りも致しておりますし、横浜の商社へも何度か足を運んでおるわけでございます。そういう形の中で、

海外展開は進めさせていただきたくてでございます。

後、コンビニのお話、あるいは民間経営のお話も出ましたんですけども、予算との我々にはらめっこでございますので、予算の中でどう効率よくやっていくかということと、もう一つ結果というものをまず見てしまうと何にも出来ないという方向があるというふうに思います。どうしてもこういった問題、特に行政の中では結果を先に重視するものですから、果敢に挑戦をするということが非常にできなくなっておるという方向ではないかなというふうに、私個人思っておるものでございます。これは決して第3セクターとかそれではなくして、いろんな事業の中で是非いろんな形で挑戦をしていただきたいなということ、今ピアチェーレ第3セクターの職員の皆さん方にもお願いをしておるところでございます。

私、社長職ということですけども、中々行く機会というのがないものですから、年に数回職員の皆さん方を前にして、そんなお話をさせていただきたくてでございます。その中でもう一つは、新しいいわゆる地区外からの人達が来てくれておる中で、新しい提案が出て来ておる、そういったことも非常に有り難いなというふうに思っております。その提案を私どもはいかにくみ上げて、実行に移せるかということが、この第3セクターの運営に大きく関わってくるのではないかなということを思います。そんなことを申し述べさせて私の答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再々質問ありますか。はい。
- 8 番 再々質問です。今町長、私の答弁に対していろいろ申ささせていただきました。私は要望事項として言っておきますけれども、このお茶の問題は町長が言われたとおりでございますが、このお茶についてはですね、まずは味を良くする。味を良くするということは、今よりこれ以上ようならんということかもしれんけれども、火のやり方、仕方等々が一番大事であらうし、そういうこともこれからの状況、やってほしいし、そして支配人、副支配人とおられますけれども、今回観光協会からこられた支配人が来てですね、観光バスが、言い草かもしれませぬ。何十台来たけれども、バスの空っぽだけで空っぽが停まっただけだ。運転手しかおらなんだ、そんな言い草まで出ておっては困る、ほんとにいっぱい乗った大型バスが停まる所がない、右往左往するぐらいのピアチェーレにしてほしいなど、そう思っておりますが、そうしたことも考えながらこれからの状況をもっともっと素晴らしいものにしていただくそのことについては、何と言っても先ほど町長も考えておるということでしたが、あそこがどうこうあれ、ピアチェーレの中にやっぱりコンビニエンスストアを造らなければ、今、村君から白川口の駅まで店はほとんどございませぬ。そういうものが欲しくても買えない、それはわざわざ遠く、地元で買ってあげればいいけどそれを下まで行って買ってしまふというようなことですので、何が何でもそのコンビニを造ってその状況を作してほしいなど。そして野菜市場、よいいちのどこ、あの場所にコンビニエンスストアにするには最適なところですよ。あれをコンビニにしてですね、今、野菜市場を元通りに戻すという方法も、私は一番いいことではなからうかと、そんなことを考えておりますので、どうかそういう意味合いの中で、もっと前向きに考えていただくことを

お願いして、この質問は終らせていただきます。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 誤解がないように、ちょっと答弁だけさせていただきます。

コンビニエンスストアというのは、一つのコンビニがやっていくためには、一日の売上げが30万円以上なければいけないという状況でございます。この状況の中で皆さん辞められる、しかも24時間体制をする人員が揃うのかということでございます。それを行政がやるかどうかは別としまして、それだけの厳しい状況にあるということだけご理解いただきたい。そのために実は行政ではなく民間の話しをしたんですけども、民間の皆さんも中々のってきてくれない部分もあるという状況もございますので報告だけさせていただきます。

○ 議 長 はい、質問を終わります。次の質問、8番。

○ 8 番 2つ目の質問をさせていただきますが、今、初の質問に町長からコンビニの事を言われましたが、一言だけ言いたいと思います。これはですね、なぜ私はコンビニに拘ったかということは、そういう形で今のことについて、これは白川村がコンビニを作ったですね、日本一の売上げをしようと、だから私はそういう意味でコンビニというものは必要なんだということを言い忘れました。

○ 議 長 8番、次の質問にってください。

○ 8 番 次の質問をさせていただきます。小学校や中学校の統廃合問題についてお願いを申し上げたいと思います。現在論議がされております、小学校や中学校の統廃合問題について町の考えをお伺いいたしたいと思います。

過日、町長は白川小学校と白川北小学校の統合について言及されておられますが、具体的にその時期についてはいつ頃の見通しであるのか。地域の声を拾い上げて進めることは大切であると思っておりますけれども、地域にはそれぞれの思惑もあり、町の教育ビジョンとして強いリーダーシップのもと推進しなければ進まない難しい問題でもあると考えます。

また、今年のような猛暑に備える目的で各学校に空調設備を整備する方向性も示されておりますけれども、私としては廃校となる学校への整備予算を認めるわけにはいかないと考えております。そう考えると予算要求の時期までには、どちらの学校を廃校とするかを決めなければならないと思っておりますが、執行部として実際のところ来年の4月には統合できるのかどうか、できないとすれば、それはいつ頃となるのかお伺いいたします。

また、新庁舎建設問題と白川、黒川、佐見の3つの中学校の統合問題については、すべての中学校を統合して新たに校舎を建設することを庁舎移転よりも優先して実施するとして町長の発言を記憶しております。この問題は、庁舎移転問題を後回しにしても優先して推進するとしてことから、財源確保の問題も含め、早急に進めないと庁舎移転建設も先送りとなり、白紙状態に戻ってしまうのではないかと危惧しております。

白川小学校と白川北小学校との統合の時期はいつ頃か、そして3中学校の統合問題について、新校舎の建設候補地や地元説明会など、日程的なものはどのようなか。現在のところの進捗状況についての説明と、町長としてのお考えをお聞きし

たいと思います。

○ 議 長 はい、町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは、8番 安江議員の質問「小中学校の統廃合問題」についてお答えさせていただきます。

平成23年3月にお認めいただきました白川町第5次総合計画では、平成23年度から32年度まで10年間のまちづくりの基本的な計画を定められております。その中で、小中学校については「原則的に現体制を維持する。ただし、本計画の後半期間において諸般の情勢により一部学校の再編成について検討に入る可能性は排除しない」というふうに決まっておるわけでございます。

この計画策定以降の人口推移をみてみますと、平成23年4月に9,998人でした人口が、今年4月では8,436人と1,562人、いわゆる15.6%も減っておりますし、児童生徒数においては、平成23年4月に729人であったものが、今年4月におきましては485人と、244人、33%も減少しております。

このような状況の中で、平成28年の学校教育法改正により義務教育学校設置という選択肢もでてきたことから、各地区の学校運営協議会を中心に意見集約を行っていただき、今年5月に義務教育学校設置に関する審議検討委員会からの報告を受け総合教育会議を開催いたしまして、白川小学校とそして白川北小学校の統合の方針を出したところであります。その時期につきましては、平成32年4月というふうに目標を定めたものでございます。校舎は白川北小学校を予定しております。今後、保護者の皆さまを始め地域の皆さまへの説明や施設の整備、統合後の小学校の教育課程の編成、教職員の配置等、その準備を進めてまいります。

白川中学校の老朽化にともなう中学校の再編につきましては、今年の第2回定例会で服部議員からの一般質問に対して、第6次総合計画の中に盛り込みたいという旨の答弁をいたしております。そのため、今年10月中には町内小中学校再編成に関する検討委員会を組織して、町民の皆さまやいろんな方たちのご意見を伺いながら検討し、第6次総合計画に盛り込める具体的な計画を作成したいと考えております。白川中学校の建設予定地が決まれば地元説明会を開催するのはもちろんであります。これは庁舎整備にも直結する課題でありますので、議員の皆さまとも十分協議して進めてまいりたいと思っております。今後ともご指導ご協力をお願いを申し上げます。答弁に代えさせていただきます。

○ 議 長 再質問、簡単明瞭によろしく。

○ 8 番 簡単明瞭ということでございますが、一つだけ。白川小学校を北小に統合すると、一つにするという発言でした。それは平成32年ということですが、来年の4月からでも十分私は間に合うと思っております。それは、話しを聞くと教育の複式を1つにするには難しいんだと、一つの学校へ行けば児童が増えるだけのことであると思はるんですけど、なぜそれまでにできないのか、勿論それを延ばせば空調設備にも金がかかるわけです。そういうことを考えた時にできることを

なぜやらないのか。なぜ延ばさなきゃならないのか。決定したことは早期に私は決定してやってこそ初めて町民の潤いになるであろうと私は思うんです。そういうことをもう少し執行部は考えてほしい、一番教育の事を大事でございませけれども、できることはやっていくとそれが現実やないでしょうか。だから誰がなんて言ったってこんなことは町民も32年まで延ばすなんてことは納得しませんよ。だからこのことを絶対、来年4月1日から小学校を1つにするというぐらいの元に、考えてほしいなと思います。以上。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 瀨瀬政昭君)

○ 教 育 長 今のご意見の中で、来年の4月開校というお話がありましたけれど、実際のところ、2つの学校が1つになるということは、大変な作業が必要だということ、時間もかかるというふうに思っています。とくに子ども達の学習がですね、未実習になるといようなことは絶対避けなければならいと、そういったことで1年間は少なくとも有余が必要であるというふうに思います。その教育課程の問題だけではなくて、それぞれの学校には歴史がありますし、いろんな文化、伝統がありますので、そういったことも調整しながら一つの学校になって、新たにスタートするということが必要になるのではないかなと思います。岐阜県の教育委員会におきましても統合に関しましては、2つの学校が統合する場合は、特任の教頭を専任に置くということが定められておまして、来年1年はですね、それぞれの学校は運営しながらも、その専用の特任教頭を置くと、こういったことも今話を進めておるところでして、そういった教頭を置きながら1年間かけてなんとか32年4月のスタートに向けて準備を進めていくのが一番ベターではないかなと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○ 議 長 8番、再々質問。

○ 8 番 教育長の答弁で納得しますが、延ばすことのないようにしっかりと計画を進めてほしいことをお願いして、一般質問を終わります。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 先ほど白川小学校を白北小学校へ統合するというお話でございましたけれども、決してそういうふうではございません。白北小学校を白川小学校へ統合する方向かなと、私自身は思っておるところです。それは別としまして、後の補正予算の中で出てまいりますけれども、エアコンの設備のことでもございますけれども、全協の折にも説明を申し上げましたとおり、1日1年たりともその子ども達の空白の授業をなくしたいということで、もしその学校統合がありましても、エアコンというのは移動できるというふうの形の中で今設計を進めさせていただくわけでございます。どこの学校と差があるとかそういうことの無いようにしたいと思っておりますし、あくまでも教育の主役は子どもであるとう認識で進めて参りたいというふうに思っております。

位置じゃなくて学校の名前ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

位置ではなくて、学校そのものの、白小と白北小を合併するという事は、どう名前を残すかということ。

- 8 番 名前は白川小学校で、坂ノ東の北小ですればいいでしょ。
- 町 長 はい。
- 8 番 そういうことでしょ。はい、わかりました。
- 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。次に4番 藤井宏之君。
(4番 藤井宏之君)
- 4 番 ただ今議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず、一つ目です。西日本豪雨に学ぶ太陽光発電パネルの破損についてをお伺いいたします。

私は、太陽光発電のパネル設置等の安全性について、平成25年には町内各学校屋上に設置してある太陽光発電設備の架台等の点検について質問し、翌年の平成26年8月頃に設置業者が点検し異常が無かったとの報告を受けております。そして平成28年には太陽光パネルの飛散被害等について質問し、その時の答弁で学校施設については今後4年に一度の定期点検をしていかなければと聞いております。今年ちょうど4年目の8月であります。点検の結果はいかがでしたでしょうか。またピアチェーレや福祉センターの太陽光発電設備についても点検を行われたでしょうか。

太陽光パネルの飛散被害等の事につきましては、広報、ホームページ等で周知啓発をして頂きましたが、今回、経済産業省によると西日本豪雨によって、広島、兵庫、愛媛、島根、山口県の12カ所で施設の浸水による機器の故障や、土砂崩れによるパネルの破損を確認したと新聞等で報道されました。また、経済産業省は太陽光パネルは故障中でも光があたれば発電し続ける可能性があり、感電する恐れがあるとして作業員らが不用意に近づかないよう、関係自治体に注意喚起を始めたとも書いてありました。もっとも被害が大きかった兵庫県姫路市の発電所は斜面に設置されたパネル3,500枚の内、3割が地面ごと滑り落ちたとのことであり、運営事業者は施設の閉鎖も検討しているとの事でした。

パネルのリサイクルが可能となってきた事は情報として知ってはおりますが、ガラスの破損したものはダメだそうであります。そしてリサイクルは可能ではあるが、コストの問題、回収するためのルートが確立されていない等の問題があり、パネルの廃棄について制度設計が追いついていないという問題もあると指摘されています。姫路市の運営事業者は「想定を超える豪雨だった」とも言っております。白川町は50年前にも想定を超える豪雨災害に見舞われています。長野県の麻績村は土砂災害の危険が高い地域を指定して太陽光発電を原則禁止する条例を制定しています。クリーンなエネルギーであるからこそ、住民にとっても安全でなければなりません。町としての考えを聞かせてください。

- 議 長 答弁を求めます。副町長。
(副町長 佐藤滋君)
- 副 町 長 それでは4番 藤井議員の質問、西日本豪雨に学ぶ太陽光発電パネル破損について答弁いたします。

まず前段の点検の状況についてでございますが、電気事業法によりますと、出力が50キロワット以上の太陽光発電設備は、年に2回以上の点検を受ける

ことが義務付けられています。しかし、50キロワット未満の設備は点検の義務がないとされており、よって本町の各学校に設置した設備はすべて20キロワットであり、法的な定期点検は必要ないということになりますが、今回の台風21号のような強風により飛ばされる可能性もあり、また設計基準以上の風が吹くことも想定されるので、4年に一度程度の点検が推奨されていることから、これを参考に定期的な点検を行うこととしたところであります。

学校に整備しました太陽光発電設備の点検につきましては、今年の当初予算に計上しておりますので、早急に実施するよう教育委員会へ指示したところでございまして、まだ点検は行っておりません。福祉センターの太陽光発電設備は、出力が16.3キロワットで点検適用外でございますが、これにつきましては平成26年から27年にかけて設置したものであり、比較的新しい施設となります。今年度会計検査の対象となったことから、その機会に点検を行っており、点検の結果は異常なしの報告を受けております。ピアチェーレの太陽光発電設備につきましては出力21.6キロワット、これにつきましては大規模な足場を組んで整備したこともあり、平成22年度の設置以来点検が行われていないということでございますので、次年度において予算化し、点検を行うことにしたいと考えております。

さて、太陽光発電設備につきましては、平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）の導入に伴いまして、全国的に太陽光発電システムの設置箇所は急増しております。特に、地上設置型、建物の屋根に設置するのではなくて、地上に独立して設置する地上設置型太陽光発電システムは、平成23年の建築基準法の改正で、これは建築物というか工作物から除外される規制緩和が行われ、導入量が大幅に増加しております。また、一方では、暴風、豪雨や大雪による太陽光発電設備への被害が顕在化しており、設備への被害は、発電事業の採算性を損なうだけでなく、設備の倒壊や飛散、土砂流出による二次被害の発生が危惧されております。

太陽光発電システムは、経済産業省が定めている電気設備の技術基準の解釈に従いまして構造設計が行われておりますが、一部には誤った設計なども見受けられ、被害事例の多くは不適切な設計による構造耐力の不足が要因となっているケースがあると考えられております。このため、経済産業省、所管の国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOでございますが、ここと一般社団法人の太陽光発電協会が中心となりまして、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインが昨年度、策定されております。この設計ガイドラインを中心に、関連する太陽光発電システムの保守・点検や評価などのセミナーが今年8月から全国各地で開催されております。本町からも担当職員をこのセミナーに参加させたいというふうに考えております。

本町においては、この3月まで太陽光発電施設の設置に関して特化した指導要綱がなく、白川町土地開発指導要綱を適用して、3,000㎡以上の太陽光の開発についてのみ指導を行ってございましたが、近隣の方とのトラブルに発展した事例などをきっかけにいたしまして、白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関す

る要綱を今年4月に制定して現在指導を行っております。この要綱では1,000㎡以上の設備を対象としており、近隣の同意や流量計算書などの添付をお願いしております。近隣の市町村の要綱よりはかなり厳しい内容となっております。従いまして今のところ、藤井議員から質問がありました麻績村が制定している「再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例」のような新たな条例の制定は考えておりませんが、土砂災害のおそれがある土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますが、ここでの太陽光発電設備の設置については、現行では規制が無く、無許可で設置が可能となっているため、今後は、国やこの所管であります岐阜県にその対応について働きかけを行ってまいりたいと考えております。当面は町としては、現行の関連する各種法令、条例及び要綱並びに、昨年、策定されました設計ガイドライン等に基づき、民間事業者が行う太陽光発電事業における安全確保と適正な維持管理について行政指導を行っていく考えであります。

太陽光発電の施設整備を検討される際、今回のご質問のような飛散事故、土砂崩れによる施設の損壊や、最近では雑草トラブルのようなこともあり、そういったことを考えられる方は比較的少ないのが現状と思われまますので、この件については土地所有者の皆さま、近隣住民の皆さまにも直接影響を及ぼす事柄となりますので、本当にこの場所で問題ないのか、この工法で事故は起きないのか、パネルの飛散や災害時のときの責任分担はどうなっているのか、将来的な撤去については大丈夫かなど、土地所有者の皆さんにも十分検討した上で整備をお願いしたいというふうに思っております。

今回新しく制定した要綱の周知を再度徹底するとともに、パネルの飛散防止、また感電事故を防ぐための注意喚起等についても、機会を見つけて広報してまいりたいと考えております。太陽光発電は貴重な再生可能エネルギーであるという観点と同時に、時と場合によっては災害を誘発する危険性を孕んでいることを改めて認識しながら、できうる対応を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして答弁いたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問。

○ 4 番 先ほどの長野県の麻績村、ここは参考ですけども1,000㎡以上は村の同意がないと設置できないということになっておりますし、特にこの麻績村というのは長野自動車道の聖高原のインターチェンジのある所ですので、それと観光地でもあるためにそうしたことが、いわゆる景観も含めて出てきていると思えます。白川町は1,000㎡以上ということですが、今回特に台風21号の強風というか、暴風というか、それによってネットで見るとまた更に風の影響によるパネルの飛散がネット上に出ておって、もう本当にすごいなあというふうに思うくらいです。町内でもそのパネルが架台ごと飛んだということも聞いておりますが、相当な力の風の力がというか、突風というか竜巻に近いようなものではなかったかなというふうに想像はしますが、そうしたどんな災害でもそうですが、基準は先ほども副町長からお答えありました経産省からのそういった基準が出てくるんですけども、その範囲内だからということではなくても、今

後これから起こり得る災害というのはほとんど想定外を想定しなくちゃいけないというふうに思います。そうした中で、その新しい基準が出てきているということですので、その基準に沿ってこれからも設置はそれに従っていかなくちゃいけないとは思いますが、既に設置してあるものに対してはちょっとその解釈が分かりませんが、その辺りについてはどのように行政として指導されるのかお聞きしたいです。

○ 議 長

はい、副町長。

○ 副 町 長

今回作られました設計ガイドラインによりますと、特に風については、一般仕様の場合は風速34m（秒速あたり）それに耐えられるもの、強風使用ですと40mというようなそういう指針が示されております。これは50年確立、50年に1回吹く風を想定しているという、その設置したところの解説ではそういう解説になっておりますが、先ほども言われましたように、想定外の風が吹くという可能性もありますので、もう少し70mとかまではどうかとは思いますが、せめて50mくらいまでは耐えられるものにすべきかなというふうに思って、昨日ちょっと電話をかけて聞いたんですが、太陽光の許容期間が20年から30年という期間を想定しておるので、50年で十分であるという回答でした。但し、500年位の確立にしようと思うと、これの1.5倍から1.6倍ぐらいの風を想定しなければならないということで、但しその安全率を見込んでいるので、現在の新しいガイドラインでも、おそらくこの500年確立にも許容力的には対応できるものであるというふうに、そのガイドラインを設定したところの担当者は言っておりました。

ということで、かなり今回の改正によりまして、台風等の強風に対する対応はできてくるかなと思います。但し、既存の施設についてはこの基準が適応外ということでございますので、その辺についてはどう考えるのかという話しをしたんですが、これについては法的な拘束力はできないということでございますので、あくまでももしこれが飛んだ時の、事故が起きた時の責任はオーナーである事業者、設置者に責任が来るということだけは皆さんに周知はしていきたいということですので、設置をされた皆さんが定期的に点検、その法的点検の適用外であるかもしれませんが、設置した責任として、法的な適用外であっても自分たちで点検を行っていく、もしくは専門業者に点検を行っていただいてそれなりの処置をとっていただくようなことを、町としては広報を通じてそういったことを広めていきたいと思っております。

これから設置をされる皆さんには、厳しい基準の中で行政指導を行っていきたいと思います。但し、先ほども言いましたように、先ほど話した1,000㎡以上のものについて行っておりますが、1,000㎡以下のものについては、今のところ対象になっておりません。但し1,000㎡以下はですね、採算がとれないということで、売電価格を順次下げていく方向なので、1,000㎡以下では多分採算がとれないので、おそらく1,000㎡以上のものでないと事業は行われないというふうに考えております。

○ 議 長

はい、再々質問ありますか。

○ 4 番 そういった基準ができてくるので、逆にいうとまだ良かったと思っておりますけれども、今後そうした被害が増えないことをまず祈ります。起きてからしまったでは駄目ですので、今後そういったこともよく見ながら町民が安全で安心して暮らせるような、そんな形にもお願いしたいということをお願いして、この質問は終わります。

○ 議長 では、次の質問に移ってください。

○ 4 番 次に2つ目の質問、公共業務の民間委託の推進について質問させていただきます。この民間委託については、先ほど安江議員も質問されておられましたし、町長からの答弁もありまして重複するところがあるかもしれません。

第6次白川町行財政改革大綱は来年度までを計画期間としており、全般の評価等につきましては行政改革推進協議会にて行われますので、控えさせていただきますが、3点について質問します。

行政改革大綱の中に、民間委託等の推進が掲げられており、その一つとして、平成29年度から給食センター業務の一部が民間会社に委託されて現在も行われております。私たち議会でも導入検討を公表された平成27年には、既に民間委託されている近隣の市町村を視察、また議論を重ねて平成28年度に賛成承認してきた経緯があります。民間委託への移行に際しては、雇用もそのまま継続され、民間会社の社員としての意識改革もされたことと思います。そこでまず1つ目、働く人にとっても良き職場であると思っておりますが、一年半を経過して民間委託した利点、現場で働く方々の意見、感想等について質問します。

2つ目には、行政改革大綱の中に、民間委託を推進する上で、町内で委託を受けられる公益社団法人又は一般法人等の組織設立を支援すると書かれています。今回、10月からの新公共交通システム運行委託について、給食センター業務を委託している民間会社シダックス大新東ヒューマンシステムが旅客運送事業も扱っているため、白川町の新公共交通システム業務に応募され、委託業者に決まりました。シダックス社は全国に支店を持ち、全国各地の業務を受託している会社であるため、その地方にあった実績も豊富であると思われ、今回その傘下で白川タクシーが公共交通の運営や会社の経営を学ぶ効果は大きいと思われ、将来を背負って立つ地元の会社としての実績と信頼を確実にして頂きたいと思っております。便利な公共交通を一番利用を望んでおられるのは、町民の方々です。何れ広報等でもお知らせされると思いますが、良い機会でもありますので、業務委託の理由と将来展望について説明頂ければと思います。

3つ目に、今後、限られた職員数などの現状のなか、公共業務や施設の運営など第三セクター業務も含め、経験能力が豊で即戦力になるこうした民間会社に委託していくことも必要ではないかと考えます。こうした投資について私は是非前向きに検討していくことを提案し、この件について行政の考えをお聞きします。

○ 議長 答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長 4番 藤井議員さんの質問、公共業務の民間委託推進についてにお答えさせていただきます。ご質問いただきました3点の内容についてでございますけれども、

担当課は3課にまたがっておりますが、総括的に行財政改革の担当課である総務課で一括してお答えしますので、私の説明でご不明な点がございましたら、それぞれ担当課から後程答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の給食センター業務の民間委託についてのご質問にお答えいたします。平成29年4月、調理・配送部門のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社への3年間の委託が始まり1年半が過ぎようとしています。委託前です平成28年度は、調理員11名、配送員5名、事務員2名と栄養士1名の職員体制でございましたけれども、委託後は責任者が1名増え、調理員12名、配送員5名と、調理部門については1名増員となりました。委託において一番の条件としてお示しました委託時点の業務体制、特に人数でございますけれども、それについての水準を下げないこと。委託時点の調理員は、引き続き採用していくこと。委託時点の従業員の給与水準は落とさないこと、この点につきましては問題なく履行されています。学校での評価も以前と変わらず給食はおいしいというような意見が多く寄せられるなど、委託によるサービス低下もなく、スムーズな給食提供ができています。

可茂地区には、2市6町に給食センターがございまして、七宗町以外の給食センターはすべて民間委託されております。このうち、美濃加茂市、坂祝町、川辺町につきましては、本町が委託しているシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託し、管内の半数を占めております。業務委託したことによる利点としましては、給食サービスのノウハウを持っている民間企業であるため、打合せ等伝達の効率化、管理栄養士の巡回や合同研修による衛生意識の徹底等、今まで以上の管理ができております。また一番のメリットでございますけれども、地域内に系列の会社があることで、調理や配送の手間が不足した場合などに応援を頼めるなど、職員間の融通がきくことがございます。最近も、朴葉寿司作りなど手間のかかる献立の際には、美濃加茂市の給食センターから調理応援をお願いした事例がございます。現場の調理員からは、委託になると聞いたときは多少の不安があったものの、仕事については特に委託前と変わらず、働く場としての問題は何かもないとの意見を聞いております。

次に2点目のご質問、公共交通の委託先に関する件についてお答えさせていただきます。町の公共交通につきましては、10月から新しい体制でスタートすることとしております。まずはタイムリーなご質問をいただきましたことに感謝申し上げます。委託先について述べます前に、新しい交通システムについて少しだけ触れさせていただきます。

濃飛バスの減便により、制度設計を進めて参りました公共交通システムの方向性がこのほどようやく決まりました。10月からは白川と東白川村をつなぐ白川東白川線と、下油井駅から三川の商業施設を巡廻いたします中央線の部分を濃飛バスが担うこととなります。そこに各地区からのデマンドバスを連結させまして、町内各地に出かけられるシステムにしようとするものです。念願でありました高校生の帰りの夜8時台の便についても10月からは走るということになります。詳しい内容につきましては、後日全世帯向けにパンフレットを配布いたしますし、

また各地区毎の説明会も予定しておりますのでご承知おき願いたいと思います。

さて本題でございますけれども、今年の4月からスクールバスを活用しての高校生の通学バスとスクールバス、また白川地区、蘇原地区のデマンド運行に関する部分を白川タクシーに委託いたしまして、実証運行として進めてまいりました。社長一人でありました会社から、従業員を募集し、これまで一生懸命白川タクシーの方では対応していただきました。今のところでございますけれども、大きな事故もなく運行していただいているところですが、こうした事業に取り組むのは初めてだということ、会社としましても経験が浅いこと、それに加えて町にも公共交通事業に精通した職員がいないことなどから、10月から今より複雑になる新しい事業展開を、スムーズにしかも安全にスタートさせる手段を模索する中で、経験豊かな事業者を新たにプロポーザルで募集する方針としたところでございます。その結果、応募は1社のみで、審査の結果、東京に本社がございます大新東株式会社にお任せすることとなりました。この大新東株式会社は、全国でデマンドバス、スクールバスなどの受託実績がございまして、本町が給食事業を委託している先ほど申しましたシダックスのグループ会社で資本金は1億円となっております。

白川タクシーの社員につきましては、出向という形でこれまでどおり町の公共交通に関わっていただくこととしております。目的は、町の公共交通を担う体制の強化にあります。経験のある事業者に学ぶ点は多いものと思っております。またタクシー運行に関する部分を分けることで、将来的に緑ナンバー事業者としての強化を図ることも狙いの一つでございます。10月から100%の形で運行がスタートするわけではございません。まだまだ手直しが必要なことも多々出てくるものと思っています。たくさんの方にご利用いただく中で、手直しが必要なところは直しつつ、一つ一つ積み上げていくこととしておりますので、皆さまのご理解とご協力、そして何よりご利用くださいますことをお願いいたします。

最後に、3点目のご質問、今後の他の公共業務などの民間委託に関する件についてお答えさせていただきます。政府の方では、経済再生なくして財政健全化なしを基本方針としました経済・財政再生計画を平成27年度に策定しております。この計画における歳出改革のひとつに、公的サービスの産業化が挙げられておまして、民間の知恵や資金等を有効活用することで公共サービスの効率化や質の向上を図っていくこととされております。また、当計画には地方交付税制度の改革についても取り組むこととされておまして、歳出効率化に向けた公的業務の改革で、他団体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映する仕組みであるトップランナー方式というものを導入しまして、アウトソーシングによる歳出効率化によって交付税を抑制しようとしております。本町では、こうした国の動きと歩調を合わせまして、第6次白川町行財政改革大綱を平成27年度～31年度の5か年計画として策定致しまして、事務事業の見直しの中で民間委託等の推進を掲げて、4つの項目を示しております。その概要でございますけれども、ゴミ収集やスクールバス運行業務、給食センター業務、公共施設管理業務等については、できる業務から民間委託を進め、町内で委託を受けられる公益社団

法人又は一般法人等の組織設立を支援すること、シルバー人材センター等の積極的な活用、NPO団体や商工会青年部などまちづくりに取り組まれます団体との連携を強化して、新しい公共として取り組める分野を検討し、直営によらない公共サービスを推進すること、白川スポーツクラブなどの設立により、スポーツ関係3団体である体育協会、スポーツ少年団、チャオ白川スポーツクラブの統合を図ることとしております。この4項目を進めるにあたりまして、町では項目ごとに民間委託できることを検討しながら、徐々に進めてまいりました。

ゴミ収集の粗大ゴミ、不燃ゴミや陶器の収集につきましては、可児市にございます株式会社橋本に年間1,200万円で民間委託を行なっております。現在は民間委託しておりません可燃ゴミを委託した場合の年間経費は2,600万円ほどに上ることを把握しております。可燃ゴミのほかに、ペットボトル、トレイ、蛍光灯の収集につきましては、今のところ直営で実施しておりますけれども、安全面や経費面でどこに委託するのがよいのかを検討すると共に、今後に向けて直営で実施するのか、または民間に委託するのかを検討を進めなければならないと思っております。

平成9年4月に立ち上げられました「白川町シルバー人材センター」は、高齢者の労働意欲の向上を図ることを目的に早20年余が経過しております。当センターでは、町からの補助金の他、国や県の補助金を活用した運営が可能となる団体にしたいとそういった思いから、平成29年4月3日に一般社団法人として法人格をもった組織として設立されております。アウトソーシングをしていくうえでも、一定の費用が当然必要となりますので、サービスの質の向上や歳出効率化を図るといふ本来の目的以外に、町民の雇用機会の拡大や受託業者の育成など、広い視野での費用対効果を考えながら、水道事業や移住・交流サポートセンターの運営業務など、アウトソーシングについて今後研究していきたいと考えております。

地方分権の中で、特定非営利活動促進法に関する事務も町に権限委譲されておりました、NPO法人の設立認証等について対応しております。新しい組織は簡単にできるわけではございませんけれども、次代のニーズに応えるために、減ることなく増え続ける行政サービスに対応するには、行政だけの対応では困難であることが容易に予想されますので、様々な分野で多様な活動をいただきながら、未来に向かって進んでいく必要があると考えております。以上で、藤井議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○ 議 長

再質問ありますか。はい。

○ 4 番

最初の1番目に聞きました給食センターのことですけれども、ここに給食センターの事務長がみえますので、やっぱり現場におられる方が直接その状況が分かっていると思いますので、是非その働く方々の声だとか、そういうのを聞かせていただきたいと思います。もし間違っていたら訂正させていただきますけれども、この給食センターでいわゆる調理される方が11人の中で、現在2名の方が辞められて、また怪我だとかいろんなそういったこともあるということで、それよりも人数が減っているという状況で、かといって給食業務

に支障をきたしているわけではないということで、でも実際に現場の人達は大変で、その分だけ背負ってやっておられると思います。そうしたのが現場の声だと思いますけども、その辺りを給食センターの事務長さんからお聞きしたいと思います。

白川タクシーのことについては、地元の会社でありますので、本当に将来の期待をしておりますので、その実績とまた信頼を積んでいただいて、安全な運行を是非お願いしたいと思います。

それから3番目のいわゆる公共業務等についてですけども、先ほどの安江議員さんの質問等にも重複するかと思いますけども、そうしたいわゆる第3セクターの業務に関して、やはりこれから働き手がどんどん減っていく時代に入ってきています。そうした中でいかに利益を出して運営していくかというのが、それが最終的には働く方々も喜んで働いているという状況に繋がっていくと思いますので、この辺の、先ほども町長お答えになりましたが、特にこの第3セクターについての社長であります町長にその辺りを、お伺いをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○ 議 長 1番目の給食センターについては、教育課長。
(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 給食センターの状況について、事務長ではございませんけれども、事務長の方から少し情報をいただいておりますのでご報告いたします。働いてみえる方の声ということはですね、今議員がおっしゃられたような細かいことは聞いておりませんが、先ほどの答弁にもありましたように、前は非常に心配しとったけども、働いてみたら同じ内容の業務で働いているというような声だったということをお聞きしております。ただですね、29年度1名増えたという答弁をいたしましたけども、30年度になりまして2名退職されたのは事実でございます。それで、そうしますと委託前よりもマイナス1ということで調理員の方が一人減った状態になっております。その点につきましてですね、配送の方からも調理場の方に応援に入るなどして対応しておりますし、先ほど申しました答弁にありましたように、忙しい時期には美濃加茂市の方から、ほう葉寿司、それからおはぎの時期なんかでもそういった方に入ってきていただいてやっている、応援を受けてやっているという状況を聞いております。

現在ですね、調理員について募集をしておりますが、なかなか応募が無い状況、このことは他の町の給食センターの従業員についても同様ということで、給与の内容に合うのか合わないのかとかいうこともあろうかと思っておりますけども、募集いたしまして、何とか人員を確保したいということでシダックスの方が人員確保について努力されておるといふ報告を受けております。

○ 議 長 町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 質問にお答えしたいと思いますけども、第3セクターにつきましては指定管理という形の中でお願いしておる部分が多いわけですけども、基本的には私どもの考え方としては、白川町民の働き場の確保というのが大きなものだというふ

うに理解をしております。そんな中で利益が出てくれるというのが一つの希望でもあるわけです。

それからもう一つこれからの将来を考えまして、第3セクターばかりじゃないですけども、残念ながら働き手がいなくなるという状況、今職員を募集しておりますけれども、なかなか職員が集まらない状況がある中で、今後それをどうしていくか、例えば民間に委託したってその問題は解決されるという方向ではないというふうに思っております、少しでも条件の良い職場というようなことも考えなければいけないというふうに考えております、その中で人材確保という方向で進む必要があるというふうに思いますし、それから先ほどの民間委託の中で、例えば他には水道事業だとかそういったものにつきましても、水道の管理等につきましても、将来採算があうような形でできればそんな方向も検討してまいらなければいけないというふうに思っておりますのでございます。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再々質問はありますか。

○ 4 番 質問はしませんが、是非今の町長の答弁の民間等につきましてですけども、やはり研究することはできると思いますので、どうかそういった前向きにそういったことも研究しながら、またそこでノウハウの良い所が取り入れれば結構ですので、そういった方向で向かっていただきたいと思いますということをお願いして質問を終わります。

○ 議 長 4番 藤井宏之君の質問を終わります。次に、3番 梅田みつよ君。
(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 よろしく願いいたします。議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきたいと思います。

その前にですね、ちょうど去年の8月でございますけれども、私も一つの議席をいただきまして、ちょうど1年が経ったところでございます。この1年、皆様にご指導いただきましたことを胸に、今後も更にまた精進して参りたいという決意を新たにして、質問に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

まず1つ目の質問でございますけれども、広報、広聴事業について質問いたします。行政の情報公開について、本町には活動の状況を直接住民の皆さんに報告、説明するために、代表される広報誌の「広報しらかわ」があります。この広報誌は担当者の方が大変丁寧に原稿から編集まで、毎月大変ご苦労頂いて大変素晴らしい広報誌が完成しており、日々ご尽力に感謝申し上げる次第です。また、防災行政無線においては、こまめな防災放送が積極的に行われており、住民の更なる安心や関心を得ていると思います。それと共に、本町に対するご意見やご批判、提言などの声を広く町民から直接拝聴したり、また住民と意思疎通を図る機会として、出前講座などの公聴事業があります。町民の方にはしっかり目を向け耳を傾けていただける素晴らしい事業であると考えます。また、私たち白川町議会も平成26年にワールドカフェ方式で地域懇談会を実施してございましたけれども、ちょっと立ち消えになっており、そういった住民との直接対話の復活も必要と考えております。この所、町民の方から意見を聞いても

らえる機会がない、もっと意見交換をしたいとのご意見をいただき、本町のこの広聴事業がどのように活用されているのか実態をお聞きしたいと思います。まず1つ目ですが、広聴事業の実施状況についてお聞かせください。2つ目に、一方的な報告会にならないような工夫についてお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○ 議長 はい、答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 安江章君)

○ 企画課長 3番 梅田議員のご質問にお答えさせていただきます。梅田議員からは町の広報広聴事業についてのご質問をいただきました。広報広聴事業は、町の施策を進める上で、欠かせない重要な仕事であるとの認識を持っておりますが、一方でたいへん難しい事業であり、現在本当に成果を上げているかといわれると、自信を持って「はい」と言い切れる状況にないのが現状です。町の広報の手段としましては、議員がご質問の中でも触れられておられるように、広報しらかわであったり、防災行政無線であったり、そのほかにもCCNetによるめざまししらかわ、ホームページ、すぐメール、フェイスブック、ツイッターなど、ここ数年手段としては増えています。しかしながら、以前と比較して手段は増えているものの、本当に住民の皆さんにしっかり伝わっているかという点、正直疑問も残るところです。

出前講座のことにも触れていただきましたが、2年前に数回のご要望を受け付けて以降、開催要望がないのが実情です。ただし、広聴事業を行っていないというわけではなく、役場としましてはワールドカフェ方式の懇談会を持ったこともありますし、まちづくり担い手養成講座から波及したサロンでは、多くの方が楽しく自分の思いを語っていただきました。庁舎の建設をテーマにしたサロンを開催したこともあります。地方創生事業や公共交通について、また今年の1月には住生活に関するアンケートを全世帯を対象に行わせていただきました。こうしたことも大切な広聴事業の一つととらえているところです。現在町の大きな課題として進めています公共交通事業につきましては、昨年だけでも50回以上地域に出向いて、担当が説明をし、意見を伺っているところです。

このように自身に直接影響が及ぶテーマにつきましては、比較的関心も高く、参加者も多い状況ですが、漠然と町の課題を、未来を語り合おうと呼びかけても参加者を確保することは困難です。町では以前から、例えば合併問題など、大きな課題について多くの人に意見を聞くことを目的にまちづくり懇談会を各地区ごとに開いてきました。最近では、地方創生をテーマに平成28年度に5地区で開催しています。現在、学校統合とか、庁舎の建設問題など、大きな課題があるわけですが、関係者の方にお集まりいただいて、また専門委員を公募しての検討会議等は随時開催しておりますけれども、方針も持たないまま地区ごとの説明会を開催するわけにもいきませんので、まちづくり懇談会の開催は見合わせております。また、懇談会については、町からの一方的な説明に終始して、質問の時間が少ない、同じ人ばかり参加しているといったご意見もあるところですので、その持ち方等についてはもう一度よく考えなければな

らないと思っているところです。

広報しらかわに、折りたたむと封書になる用紙を挟み込み、皆さんからの提案を募集したこともあります。1年間に数件という状況でした。そうした取り組みは現在行っておりませんが、個人的なご意見、ご質問等はホームページからお寄せいただくこともできます。担当課から回答させていただきますのでぜひご活用いただきたいと思います。個人的なご意見ももちろん大切ですが、できれば顔を見ながら、膝をつきあわせて、楽しく町の将来を語り合う機会を持ちたいと考えています。まちづくりというと、固いテーマのように感じがちですが、今の生活を少しでも良くするための意見交換だと思って、わざわざそうして機会をつくることもたいへんかと思っておりますので、何かの会合のついでに、「ちょっときてもらえんやろうか」といったように、ぜひ声をかけていただきたいと思います。町としても、いろいろな会議がありますが、そうした会議の際、今日はちょっとこのテーマでも意見をお聞かせくださいと言った機会がもてないかと考えているところです。

情報は自分から取りに行かないとなかなか入ってきません。自分の町にもっと関心を持っていただいて、自分から積極的に情報収集する、勇気を出して発言してみることに、ぜひトライしていただきたいなというふうに思っております。皆さんの期待に答えられるよう、職員も一生懸命努力いたしますので、「ともに」という気持ちの中で、まちづくりに参画いただくことをお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。

○ 3 番 今課長の方から説明がありましたとおり、何か開催しますとそこに集まる出席者の方は同じ人ばかりということは非常に私も感じているところでございます。そうではない声を、また町民の方々から幅広くお伺いするために、どうしたらいいかということがまた課題になってくると思いますので、そういった自分から、なかなかホームページに例えば応募する、何かを投稿するなんてことが出来ないそういった奥ゆかしい、けれども意見を持っているという住民の方からのご意見をどのようにやっていくかということが課題であるというふうに私も思っておりますので、また共に切磋琢磨しながらいきたいと思っております。

それから、先日の蘇原ふれあいセンターの避難所の状況、台風の時の避難所です。すぐメールについて、携帯電話を持っているけれどもやり方がわからないという方が何人かお見えになりまして、私も自分の知識の範囲内ですぐメールをその場で、そういったドメインを解除してすぐメールを登録させていただくというような作業をその避難所で行ったんですけれども、皆さん情報は欲しいけれども、そのやり方がわからないという点について、もし可能であればですね、携帯電話の普及率は白川町内は高いと思っておりますので、ガラケーでもスマホでもどちらでも情報がとれると思っておりますので、もし職員さん達がですね、そういった個別に情報をとっていただけるように、そういった1軒ずつまわっていくということは非常に大変かもしれませんが、そういったことが得意な職員さんがおられるのであれば、そういったすぐメールを各個人に対して

こうやってやるんですよというようなことができたらいいのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○ 議 長

はい、企画課長。

○ 企画課長

すぐメールにつきましては、自治会長会議の折などにも周知をしておりますし、出来る限りたくさんの方に入っていただきたいといったようなPRもしておりますし、広報しらかわを通じてすぐメールの存在、更にはすぐメールをどうしたら見られるかといったようなことの周知も行ってはきておりますけれども、実際に登録していただいている方はまだまだ少ない状況ですので、様々な機会を通じてPRしますと共に、今お話のありました職員ですとか消防団員とか、そういった方の協力もいただきながら、分からないといった方があれば出向いて教えるようなそんな仕組みもできないかと考えているところです。

○ 議 長

再々質問ありますか。

○ 3 番

ありません。

○ 議 長

次の質問に移ってください。

○ 3 番

2つ目の質問に入ります。地域を活性化するための、若者また女性についての活躍推進について質問いたします。本町の活力の維持向上をはかるため、高齢者、若者、女性、移住者など、地域の担い手づくりは育成が日々必要と感じております。特に次世代の担い手の教育や確保が求められています。本町においては、現役世代と高齢者の皆様は、大変お元気でどの地域も活発に活躍されており、特に高齢者が元気な本町は自慢です。また、移住者の皆様や地域おこし協力隊、またCCネットの皆様等、目線を多様に持ち、広報しらかわや、町のPR活動にも積極的に参加をされて、それぞれが白川町の魅力をフルに伝えようと活躍頂いております。しかしどうでしょう、町内の現役世代の方は男性中心の社会となっており、行政においても言えることですが、リーダーはどこを見ても男性であり、女性はほぼいない状態です。私もいち女性として恐縮する場面が多々あります。若者や女性が活躍するために、男性だけでまた地域の将来の目標を考えてということは大変無理があると思います。女性は、昔から子育てや家事労働という風習が根強く残っており、子育てが終わったその先には親族の介護などが重くのしかかり、それを中心に担うのはやはり女性であると暗黙的に位置づけられています。また日本というくくりで見ても、子育て世代は韓国と並んだM字型であります。子育てを開始して成長がある程度終了するまで家で子育てや家事に追われており、その世代の女性は働きたくても働けません。女性においては、諸外国から、高い水準の健康観念と教育を受けさせて、どこにも使わない国、と言われていくくらいです。それが日本であり、本町もまさにそれであると思います。働きたい女性はいるが活躍できる土壌も少ない。また、役職や管理職はやりたくないというご意見もあります。しかし、なぜやりたくないかを考えると、育児や家事を任せる人がいないことや、安心して働けないからです。会社に託児所がない事や、フレックス勤務がない、時間単位で働けるような労働条件が少ない、急な休みは迷惑なので有能者であってもパート雇用でとどまり、パート職員はそもそも会社に意見を言うことが

できません。そういった社会の構図がそれを助長していると思います。

さて、冒頭の話に戻りますが、町内では若者や女性目線の取り組みが少ないように思います。またあったとしても、若者だけで集まるというような、若者と高齢者の方の行事が極端に二極化しつつあると感じます。町内ではマンネリ化が進んで、いわゆる自由な発想が感じられません。また、若者が参加するためには旧式な発想では集まりません。本町は人口減少の波をストップすべく意識改革をお願いしたい所であります。加茂郡、岐阜県の中でも先駆的に取り組んで頑張っていかなければならないと思います。この先も長くこの態勢が続くことにより、若者と女性の田舎離れが進みます。この状態のままで良いのでしょうか。担い手づくりに欠かせない若者と女性の活用をぜひ町の中心からご努力を検討いただけないでしょうか。1つ目の質問ですけれども、まず白川町の中心であるこの役場の中から、役場の中には大変若い職員、女性職員も一番多くおるのではないかと思いますので、そういった考えで町の取り組みや行事の中心をですね、ぜひ若い職員、女性の職員の積極的な登用と、新しい発想や提案を否定せずに、主導で運営する精神の育成やチャンスを導き出し、そういった白川町をアピールしていったらいいでしょうか。よろしく願いいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長 3番 梅田議員さんの質問、地域を活性化するため若者と女性の活躍推進についてお答えさせていただきます。質問にございます若者の定義でございますけれども、これは様々でございますが、一般的には15歳から30代の方が青年又は若者というふうに定義されておまして、この若者世代には当然女性の方も存在されると思いますけれども、若者と女性という区分けの質問でございますので、若者という者には男性として答弁させていただきます。

ご質問の冒頭で、リーダーはどこを見ても男性ということでもございましたけれども、男性だけで地域の将来の目標を考えるには難しいということでもございましたので、このリーダーというのは地域内の組織のリーダーのことと思います。町内の地域組織と言いますと、代表的なものは自治協議会、自治会になるかと思っておりますけれども、現状として自治協議会長、自治会長に女性はいらっしゃいません。自治協議会長は、町の自治協議会規則の規定により正副会長を置くということが規定されておりますけれども、自治会長は協議会の委員として、こちらの方は位置づけられています。特に男女の指定はしておりませんので、慣習で男性の方が多いという状況になっているかと思っております。

結婚、出産後の女性の社会参画には、議員のおっしゃられるとおり、家庭内における子育て、家事労働の負担が大きく関わっているものと考えております。厚生労働省によりますと、2017年度の女性の育児休業取得率は83.2%、男性については、増加しているというものの、5.14%となっております。その最も大きな理由は、夫の収入が家計を支える家庭が大半でございます、夫が育児休業を取得することが家計の圧迫につながると、こういったことが理由ではないかなと考えられます。国では、パパ・ママ育休プラス制度など様々

な施策が展開されておりますけれども、こういった制度につきましては、官公庁や大手企業に勤める方が多い都市部においては有効かと思っておりますけれども、中小企業や自営業、建築業に従事の方が多く本町のような中山間地では、なかなかその効果が望めないのが現状でございます。町内の男性の子育ての関わり方を考えますと、PTAの役員やスポーツ少年団の関わり、学校行事への参加など、積極的に参加されていると感じています。特に運動会や入学式、卒業式などの学校行事への参加については、ひと昔前の私たちには考えられないほど男性の方も出席されているように思います。

さて、ご質問の趣旨に戻りますけれども、町内で若者や女性目線の取組みが少ないのご指摘でございます。この取組みというものは、行政が行うものや地域で取り組まれている行事などのことかと思っておりますが、町では、様々な課題を検討するため、以前については行政主導で行っていましたが、最近は町民の皆様のご意見を取り入れながら進めるため、検討委員会などの組織を立ち上げて進めることが多くなっております。委員の構成におきましても、充職となる委員さん以外につきましては、年齢層のバランスですとか女性の参加等を意識しながらそういったものを考慮して構成するようにしております。最近では、庁舎整備検討委員会に15人の委員の方がおみえになりましたけれども、その内の女性の方が5人入っていただいている例がございます。また、町内の各種団体、委員の構成につきましても、人数的に女性の方が多いとは言えませんが、女性の参画が大変目立つようになりました。農業委員会委員としてはお2人、教育委員会委員としても2人、人権擁護委員にも2人、特に民生委員児童委員の中には28人中15人の方が女性というような構成となっております。

町内の若者は、消防団活動が一番大きな活動であろうかなと思っておりますけれども、以前は地域の役職についても現役の団員のうちは考慮しているというような地域もあったようですが、最近の消防団の退団年齢の上昇と人口減少や高齢化に伴いまして、消防団員を行いながら地域の役をこなしていくと、そういった方も多々あるようでございます。人口減少を止めるため、若者が参加できる機会を増やすことは重要でございますけれども、中にはそういった田舎の煩わしさというものを嫌って出ていく方がいるのも事実です。そういった地域活動の重要性を理解いただいて、楽しみながら行えるようなことが必要ですが、その意識改革は非常に難しい課題でございます。行政だけでは困難でございますので、議員各位をはじめ地域の皆さんと一緒に考えていく必要があるかなと思っております。時代の流れの中で、時の流れが非常に激しい今、若い世代は高収入や安定した職よりも、自分の時間を大切に生きていきたいと、そういった風潮があるように思います。そういった世代に対し、私たちの理解も必要であり、その意見を取り入れながら進めていくことが今後求められると思っております。若い世代の社会に対する関心を表すもののひとつに選挙の投票率というものがあります。昨年秋の衆議院議員総選挙では、町全体投票率73.9%のうち30代以下の投票率は51.8%となっております。投票率の向上は行政の責務でもありますけれども、若者の政治に対する関心を高めるために、議員におかれてましてもその活動内容や国・県・町が行

う事務事業等について、PRいただければ幸いに存じます。

ご質問の中で、町職員における若手、女性職員の積極的登用についてご提案いただきました。現在、町の正職員は119人おりますけども、うち女性は47人、40パーセントとなっております。また、30代までの職員は57人おまして48%、ほぼ半数を占めておるような状況でございます。職員の人事管理上では、採用時、また給与面での男女区別はございませんし、出産に係る育児休業制度も最長3年間としておまして、現在は3人の職員が取得をしております。また、女性の管理職につきましては、課長級として専門監が2人、主幹が4人、副主幹が3人となっております、保育士につきましては17人すべて女性でございますけれども、5園の園長を担っていただいております。今後も勤務評定を行いながら管理職への登用を図っていきたいと考えております。ここ数年は世代交代の時期でございます、職員につきましても若い職員が大変多くなってきております現状です。先ほどご説明いたしました町の課題検討の委員会などへは、特に女性職員、また若手の職員を参加させながら、町民の方々との意見交換を行い、個々の考えも反映させるようにしております。今後はそういった職員が新しいことへの提案も行いながら事業を行ってまいりますので、議員各位におかれましてもチャレンジする職員の気持ちを大切にさせていただいて、温かい目で見守っていただければ幸いに思っております。以上で、質問に対する回答とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。ここで、1時まで休憩に入ります。

(午後0時04分)

○ 議長 再開いたします。(午後1時00分)

再質問、ありますか。はい。

○ 3番 役場の中の女性職員は40%、そして若い人は48%を占めているという先ほどご説明がありましたので、これから本当にまた違った形で町政が、役場の中の行政が進んでいくということを大変期待申し上げます。

昨年のことでありますが、ある若者とお話をする機会がございました。そしてたら成人式の記念品がちょっとなというのと、あとこういう企画だったら嬉しいなというような発言がその時に、ご意見が伺えました。やはり今まで通りの例えば成人式だとか、行事だとかそういうものではなくて、是非ともまた若い人からですね、聞いていただけるといいなというふうに思います。

それから、若い職員さんたちが積極的に、町の何か公共事業等も含めて積極的にお話に出ていただいているということは大変評判が良く、またそういった所でのご活躍も期待しております。

これは先日出た報告会の中で、白川町は女性が楽しくないというようなご意見もございました。それは、女性が楽しくないということはどういうことかということをもたまた考えていただきたいというふうに思っております。今までの価値観をですね、若者も女性もその型に押し込んでいくのではなく、現代の若者、現代の女性がですね、今をどう生きているか、どういうふうにまた次の世代、時代を見据えて活躍をしていっていただけるかというところをよくし

っかりと考えていていただきたいというふうに思っております。要望として
お願い申し上げたいところです。

○ 議 長 　　ちょっと教育課長に話をさせます。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 　　ありがとうございます。成人式につきましては、私どもも是非若い意見をお
聞きしていろんなことをやりたいなと思っております。新成人になる方には
前もって実行委員会といいますか、会に参加くださいというようなご案内は差
し上げておりますが、残念ながら自ら手を挙げていただける方はなかなか無い
ということで、ですけどもこちらから何人かお願いして企画などを考えていた
だいております。是非ですね、そういったことに参加いただきたいと、私ども
も思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

○ 議 長 　　はい、総務課長。

○ 総務課長 　　今の再質問の中にありました女性の楽しくないというところの意見をという
話しでしたが、具体的にどんなことがあってそう思われるかということはお聞
きしていないので、具体的な策は今のところお答えすることはございませんが、
ちょうど人口減少のところで地方創生が始まった頃におきまして、人口減少は
特に若い女性の方の人口が減ってくるというところを観点に人口減少のまとめ
がでてきたものですから、その中で当時の企画課の時にそれぞれの若い世代の
子育て中の方ですとか、そういった所へ出向いて行って何が必要であるか、ど
んなことが白川町に不足しているかということをお聞きしながら今の地方創生
の中のいろんな計画を作ってきたということもございます。実際にそういう
意見がございましたということならば、先ほど答弁いたしました広聴事業です
ね、そちらの方の中でもそういったテーマを絞って各地域ごとに若い女性が集
まっていた中で、なかなかそれだけで集まっていたのは難しいかもしれ
ませんので、例えば子どもさんを預かっておるところへ出向いて行って話を
聞くような、そういった場をもって意見を聞きながら進めていくことにするし
か仕方ないかなと思いますので、そういった活動をまた進めていきたいと思
いますので、よろしく申し上げます。

○ 議 長 　　いいですね。では、3問目お願いします。

○ 3 番 　　3つ目の質問に入ります。よろしくお願いいたします。

災害時の発電機の整備と携帯充電設備について質問いたします。先日被害にあ
われた皆様方、またいろいろ災害等にみまわれた方々に心よりお見舞いを申し上
げて質問に入ります。9月4日、全国的に台風21号が襲いました。白川町にお
いても相次ぐ倒木被害が多く、中でも今回の災害時に一番困ったのが停電では
ないでしょうか。一部の地域の中では数日間、4日間ほど停電が続き、色々なこと
に困っていたというふうに聞いております。災害や被害で本町が学ぶことも多々
あったと思います。すでに対策は取られていると思いますが、今回、自宅で医療
機器を使用している患者さんが停電により機器が使えなくなったという事例があ
りました。また大きなそういった医療機器を持って避難することは到底できず、
おそらく不安な時間を過ごされたに違いありません。また、今の時代は携帯やス

スマートフォンを使用している人も多いはずですが、1つ目の質問でございます。医療機器を使用している方々や、必要に迫られている方々への発電機器を各センターか消防詰所等に設置をして、必要時にそういった方に配達する等の対策をご検討をいただけないでしょうか。2つ目の質問ですが、各センターにそういった停電時等に備えて、携帯電話の充電設備、もしくは充電器貸し出し等の対策のご検討をいただけないでしょうか。答弁よろしくお願いたします。

○ 議 長 答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 それでは梅田議員の一般質問、第3問目の災害時の発電機の整備と携帯電話充電設備についての質問に対してお答えしたいと思います。

今言われたとおり、先の台風21号では、町内でも倒木などにより一部の地域では長時間の停電となったところがございます。まず、最初に医療機器の関係でございます。医療機器を使用されておられる方に対するものでございますけれども、特に酸素吸入器を利用されておられる方につきましては、現在町内には約12名の方がおられまして、機器導入に関しましては在宅酸素専門業者が提供しておりますところがございます。この業者と電力供給しております中部電力との間で、停電時の対応におきまして提携がなされておるところでございます。停電が発生いたしますと、中部電力からその業者に連絡が入りまして、次に業者から停電地域での在宅酸素実施者へ連絡が入ることになっております。利用者の方につきましては自宅の在庫ボンベ数を確認され、不足がある場合は追加のボンベが業者から供給されると、そういった仕組みになっております。通常の場合におきましても、利用者は常に何本かの予備のボンベを保有しておりまして、24時間は酸素吸入ができるように支援がされております。

しかしながら、利用者の中には発電機を利用して、在宅酸素濃縮機での療法をされておられる方もありますので、こういった方々には発電機も必要となることもございます。現在、各消防車両には1台ずつ、災害対策用備品として各ふれあいセンター等にも1台ずつの発電機が配備されておりますけれども、充分であるとは言いがたいところもございます。そこで、町民会館を含め各ふれあいセンターに各2台程度の貸し出し用発電機の整備も検討したいと考えております。また、発電機などの燃料の備蓄についても検討する必要があると考えておりますのでよろしくお願いたします。

それから2つ目の質問の中で、携帯電話の充電器の件についてでございますけれども、携帯電話の種類によりましては充電器も異なりまして、一種類の充電器だけでは対応ができない現状がございます。災害対策や避難等で各ふれあいセンターに多くの方が集まるような場合ですと、施設が停電していなければ充電器の貸し借り等により共有できるのではないかと考えております。また、先に発生しました北海道でおきました大地震の際に、携帯電話の特設の充電コーナーを開設した札幌市役所などにおきましては長蛇の列ができてしまいまして、結果として特設の充電コーナーの利用ができなかったという方が多くあったとも報道されております。今日では携帯電話の予備バッテリーも2千円から3千円程度での購入

ができますし、新しいうちは一週間程度持つバッテリーも、数年使用いたしますと1日程度しかバッテリーが持たなくなるという、多くの方が予備バッテリーを持参される時代となっております。また、長期間の停電という場合について考えますと、手回し式の充電器やソーラー式蓄電池、車内用充電器といった防災用グッズのほうが有効であるとも考えるところでございます。予備バッテリーも乾電池式で電池を交換しながら充電ができることとなっております。こういった現状も踏まえまして、こちらの件につきましては各個人での対応とさせていただき、防災持出品などのリストに加えて頂くなど、住民の方の防災意識の向上を図ることで対処させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 3 番 今北海道の地震の時の事例についてお話がありましたけれども、北海道の災害規模と同じように白川町の中でも長蛇の列ができるのかということについてはそうではないのではないかとというふうに思いますのと、お互いに譲り合っているのではないかなというふうに思います。

発電機についても、一酸化炭素中毒等でお亡くなりになる事例がありましたので、もしそういつて配置していただければ、十分な声掛けをしていただいて、停電に備えて取り扱いを、また皆さんで共有できるような、指導できるような形になることが理想だというふうに思います。

今、酸素吸入器ということで限定してお話がありましたけれども、町内で12名ということでございますが、専門業者さんといいますのは白川町内にはございませんので、ましてや通行止めになったところからこちらに来ることが出来ないのであれば、その24時間ということは非常にまた、その24時間以内に通行止めが解除されるという前提のお話であって、そうでなければその後はどうなるのかということや、また酸素ボンベに限っていうのであれば、非常に栓が固くてですね、そういった体の弱い方が自分で開栓することは中々難しいと思いますので、本当にそういった方をしっかり把握していただければ、そういった方がもし停電時に「大丈夫ですか」というような「どういう状況ですか」、「医療機器は作動していますか」と「ボンベの調子はどうですか」などを、やはりどこかの機関でそれを確認する必要があると思いますが、それについていかがでしょうか。

○ 議 長 はい、保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 今お話のありました確認ということでございますけれども、大手企業、これは今入っている企業、愛知、岐阜、三重で大幅に、全国120拠点、24時間体制でのサービス提供をしている業者でございます。そういったところで確認をされておりますので、交通事情の悪い場合など、そういった所からもこちらの方へ連絡いただくなど、そういったことで扱ってみえる業者、使ってみえる方の状況を確認できるかと思えます。また、町内のそれぞれの地区に何名みえるというのもわかりますので、確認はこちらの方からもできるのではないかと考えております。

- 議 長 再々質問、ありますか。
- 3 番 それから先ほど携帯電話の充電設備等については、各個人がそれに備えて対策をしていただきたいというような回答であったかと思えますけれども、決して、そういうふうに各個人がそういった設備を、もちろん自分で準備するというのももちろん大事なことはありませんけれども、そういった拠点にですね、充電設備を数種類、いろんな携帯電話の物を数種類準備しておくというのも非常に必要なことだと思っておりますので、改めてもう一度お聞きしたいと思いますが、そういったのはもう個人責任であるよというような回答になってくるのでしょうか。
- 議 長 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 先ほどそういうふうに進めていきたいとお話をしました。保健福祉課だけではなく、防災担当とも打ち合わせをしながら、出来る範囲のものは検討させていただきます。
- 議 長 はい、副町長。
(副町長 佐藤滋君)
- 副 町 長 防災、減災、いつどういった災害が起こるかわからないということで、災害に備えることは行政もそうですが住民の皆さんも自ら備えていただくということはとても大事なことです。自助、共助、公助という言葉がありますが、公がやる部分と、やっぱり自分たちは自分たちで災害に備えていっていただく部分もあると思いますので、特に携帯電話なんかは、確かに各ふれあいセンターか避難所へ何種類か準備することは可能かと思いますが、全てをそれで網羅することは出来ませんので、自分たちで準備出来るものは自分たちで準備をしていただくような、そういった意識啓発を行っていきたいということでございます。
- 議 長 はい、3番 梅田みつよ君の質問を終わります。次、5番 服部圭子君。
(5番 服部圭子君)
- 5 番 議長の一般質問のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。
最初に町民課、保健福祉課の受付、相談業務の改善について質問させていただきます。町民課では住民の窓口として各種受付、相談業務がおこなわれています。結婚届や出産届から、年金、外国人登録、死亡届等住民の暮らしをつかさどっている様々な手続き、相談業務が行われています。また、保健福祉課では高齢者に係わる手続きや医療にかかわる支援の申し込み、心身障害者の福祉、生活保護に関する事など、命を守る制度の窓口になっています。窓口と言えば各ふれあいセンターなどの支所も重要な役割を果たしていますが、今回の質問では町民課、保健福祉課の2箇所の業務について3つの方面から質問をさせていただきます。
住民のプライバシーを守るために、受付テーブルに仕切りの整備をできないかという質問です。受付では町民の相談内容ですとか、個人情報についてプライバシーが守られなくてはなりません。ですが、住民の方の話声ホール全体に聞こえる場合もありますし、聞かれない内容の場合も少なくありません。そのような住民のプライバシーを守る事についてどのような配慮をしているのか、またテーブルに仕切りをつけるといった改善について考えをお聞きいたします。

2番目の質問ですが、そういった受付の場所に入ってきた住民の方が、受け付ける職員がどの方なのかさっとわかって、内容を伝えやすいように改善をしていただきたいと思います。町民課でも共通する点だと思いますが、特に福祉課では、誰が受け付けてくれるのかがわかりづらいという声があります。また、対応した職員から「どのようなご用件でしょうか」と聞いていただいていると思いますが、行った住民の方からすると、受付に来た職員にこのような件ですと話し、またその後担当者に内容を話しをするということになり、場合によっては二重の精神的な負担を感じる場合もあります。このような精神的負担を持たせないで気軽に相談に来ていただくために、例えばカウンターにわかり易く色で分けた福祉の相談、医療関係の相談、子ども、高齢者、障害などそういったカードで分かるようにして提出していただくといったような改善、または受付表のようなもので、相談内容の一覧に○をつけていただいて、専門の担当者があたってはどうでしょうか。そのような改善をされると相談しやすく、住民の満足度があがり、また職員の負担も軽減することが出来るのではないかと思います。

3番目の質問です。相談の話ができるために別室が必要だと思います。その整備する考えはないのかをお聞きします。町民課、保健福祉課どちらの受付でも簡単な手続きから、専門的な知識のいる場合もあります。今定例会の議案として犯罪被害者等支援条例の制定案が出ております。私はこの件につきましての講演会に行き、話しを聞く機会がありました。犯罪によって突然家族を亡くされた方、そういった家族の方は、どれぐらいに身体的、精神的な傷を負われているかもしれません。そんな方でも、まずは役場に死亡届をはじめ様々な手続きに来なくてはなりません。そんなパニック状態の方への対応に、多くの窓口では、そのような被害者の方のことを知る機会が無かったために、心無い対応を受け、二重に傷ついたという体験をされたというお話を聞きました。その犯罪被害者の支援の会の方は、そういった受付に別室でお話伺いしましょう、そういった心に寄りそった対応をしてほしいと要望されていました。このような犯罪被害者といった事例はまれではありますが、人の社会生活の様々な場面をつかさどっている役場の業務では、心に寄りそった別室での対応を望む事例は少なくないと思います。現在どのような対応をしているのか、いつでも使える別室を整備する考えはないかを質問いたします。

○ 議長 答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 安江文郎君)

○ 町民課長 それでは5番 服部議員のご質問の、町民課、保健福祉課の受け付け相談業務について答弁をさせていただきます。

まず、最初に少しでも役場窓口と保健福祉課窓口の沿革と現在の状況について説明させていただきます。本町では、昭和62年に現在の町民会館が建設され、保健センター・福祉センターが併設され、保健係が保健センターを社会福祉協議会が福祉センターを管理運営を行うこととなりました。なお、福祉センターは平成7年に三川の白楽園が設置されるとともに業務を移しております。また保健事業と密接に関連する福祉関係の業務は、サービスの多様化とニーズの高まりによ

り増大の一途を辿っていたことから、将来の高齢者福祉施策の動向を踏まえて、町民会館で業務を行うこととなり現在に至っています。

町民会館開設に際し、住民に密接に関連する窓口業務から福祉業務が町民会館に分かれたことから、用務によっては役場窓口と町民会館の間の移動をお願いすることがあり、町民の皆様にはご迷惑をおかけしています。住民の立場に立てば、窓口と福祉業務が同じ施設、フロアで処理できることは理想であり、本庁1階フロアの配置や福祉業務の一部を住民係に移すよう検討しましたが、人員が削減される中で、窓口と福祉のそれぞれの業務の人的な配置や相互の補完ができる体制の構築が困難なこともあり、議員が述べられた業務分担となっています。町民課及び保健福祉課ともに、できる限り住民にご迷惑をおかけしないよう、役場の窓口で処理できる福祉係所管の障害者、高齢者、介護などの事務手続きなどは、福祉係と相互に連携を図り、できる限り本庁窓口で業務を行っています。しかしながら福祉係の業務は担当者それぞれの専門性が高く、手続きを完了させるためには町民会館へ移動をお願いするケースが少なからずありますのでご理解賜りますようお願いいたします。

まず最初のご質問ですが、ご存じのとおり本庁窓口のカウンターは、平成23年からパスポート業務が、その後、登記の字絵図の交付のため字絵図閲覧システムの業務スペースとしてカウンターの一部を専用しているため、本来の窓口業務のスペースが狭くなっています。同様に、保健福祉課においても、現状の事務室において職員の机の配置を変え、機械制御室の壁を取り払い有効な床面積を確保した上で、受付カウンターを倍にするなどの増設のほか、受付カウンターに車いすが入れるスペースを確保するなどの対応をしておりますが、大変手狭な状況となっています。このため、仕切りを設置することで、来庁者への対応スペースが固定されることから、住民移動が多い季節や確定申告等の繁忙期には、待ち時間が増加するなどデメリットも考えられます。また、議員が例として上げられている業務ごとに窓口がそれぞれ分かれており、総合受付があるなどの大きな市役所では仕切りが設置されているところもありますが、人口が1万人以下の小さな自治体では、仕切りの設置は行っていないのが現状です。本町では、現在のところ、仕切りの設置は考えていませんが、見えられた方それぞれの状況に併せてプライバシー確保ができるよう職員の応対資質の向上に努めて対応を図ってまいりますのでご理解いただければと思います。

現在、町民課窓口では、人に知られたくないと思われる手続きについては、仕切りを入れて、別にスペースを確保していますパスポートの受付へ異動していただいて、詳細な説明や手続きを行っています。本格的な相談要件で会話の保守が必要な場合は、旧の喫煙所又は住民相談室にて対応しています。税務の相談業務については、窓口スペースでお話をお聞きし、相談内容により、住民相談室に入室して頂いて相談及び手続きを行っています。同様に保健福祉課においても、入口の窓口カウンターでお話をお聞きし、必要に応じて保健センターの6室あります相談室を利用するなど配慮をしているところです。

2つ目の対応についてのご指摘については、職員の応対マナーに関する問題

となることから大切なことと考えています。特に、ここ数年のベテラン職員の退職と若い職員の増加に伴い、業務知識の精通は当然ですが、社会人としての基本である接遇について、職員の資質向上を図る必要があると認識しています。現在、接遇マナー向上マニュアルの作成、電話応対やおもてなしという心が伝わるようなビジネスマナーなどの研修等も計画しています。なお、マニュアルや研修等を行っても、職員一人一人がそれを熟読し実行することだけで満足することなく、来庁者が「おもてなし」ある応対であったと感じて頂けるように努めていくことが肝要と思っています。併せて、研修担当課である総務課と調整を図りながら、担当職員を研修に、適期に受講させるなど一層のマナー資質の向上を図ることとしています。なお最近、障害のある方が来庁され、職員が筆談にて応対したときに、お名前や連絡先を確認せず、その後の適切な配慮に欠け、ご迷惑をおかけしたことは大変申し訳なく思っています。今後、このような事案が発生しないよう、窓口環境の改善を速やかに図るとともに、障害のある方だけではなく、ご高齢の方や子ども連れ、妊産婦の方などへの応対についても、先に述べました研修の中で、適切な配慮がなされるよう応対マナーの向上に取り組んでまいりますのでよろしくお願い致します。

また、議員ご提案の識別による窓口カウンターの設置と、識別カードの利用については、現在の本庁窓口及び保健福祉課窓口のスペースでは、識別に併せて設置するとなると、一つのスペースに複数の表示や複数のスペースを確保する必要が生じ、それぞれのスペースが狭く小さくなること、業務によりスペースが固定することから、返って町民の方が戸惑うのではないかと考えられます。このため、識別カード等の利用は、現在の町民課保健福祉課窓口での活用は難しいかと考えます。なお、議員ご指摘の大きな声では言いにくい内容の相談については、町民課では、住民・税務それぞれに申請書に記載をして頂くため、直接担当者と相談ができますので、別室の住民相談室への案内がしやすいですが、保健福祉課では、相談者も高齢者や障害者の方などがお見えになったり、福祉や健康といった個人のプライバシーに関わる多種多様な複雑な要件での相談が多く、一度要件をお聞きし、相談内容を確認するケースが少なからずあります。できるだけスムーズな応対に心がけてはいますが、相談者に負担をおかけすることがあるか思います。相談者に対し、少しでも話しやすい雰囲気となるよう職員の応対や窓口環境の改善に努めますのでご理解頂けると幸いです。

今回、住民目線での大変良いご提案を頂きましたので、今後建設が予定される新庁舎の町民課や保健福祉課のフロアにおきましては、先進地の事例を参考にしながら、本町に適した分かりやすい受付カウンターや個別間仕切りの設置などのほか、個別相談室の設置も含めて検討してまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

そして、三つ目の個別相談室の件についてでございますが、町民課・保健福祉課両窓口では、住基・戸籍・税・福祉から保健衛生・健康づくり、介護保険と多岐にわたる業務を行っており、住民の方についても簡単な届出や申請といったものから、納税相談や相続に関する手続きや深刻な身体や生活に関する

相談などプライバシーが守られなくてはならない案件までございます。先に述べましたように、複雑かつプライバシーが確保されなければならない相談業務については、本庁では住民相談室、町民会館では保健センター内にあります相談室を利用して相談することとしており、個人情報やプライバシーが守られるよう配慮して努めておりますので、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 5 番 住民の方が受付に来られた時の対応について、今後も研修とか資質を高めていくというようなご答弁をいただきました。若い職員も多くなってということで、個人的な資質の向上というのは常日頃からされていると思いますし、それをなお一層やっていただくということは、大切なことだと思うんですけども、具体的にやはりこの白川町ならではの対応というのを積み重ねていけるような向上はできないものかなと思ひまして、ひとつご提案なんですけれども、平成28年4月1日に障がい者差別解消法という法律が出来まして、それによっていろんな窓口とかで合理的配慮というのをしなくてはいけないというふうになりました。そのような合理的配慮を、解消法がでた時に役場の中ではどのようにされたのかということもお聞きしたいんですけれども、その中の1つで、合理的配慮を事例集にして国のホームページにございます。やはりこの白川町は小さい町ですので、事例に基づいた対応というのを積み重ねていくと、後からきた職員が、抽象的な心の対応とか言葉使いとかそういうことだけでなく、こういった事例の時にこんなことが深く気づいてこう解消できたというような事例集を、白川町ならではのを作っていくと、もっとこう具体的に対応できる事案が増えてくるのではないかと思います。

先ほど聴覚障害者の方がこちらに来られて、メモを持っていらしゃったそうなんですけれども、その時に聴覚障害であるということが分からなかったのか、分かったのかはちょっと分からないですけれども、最終的にその方にどう町が対応したのか、実際には配信メールのことでのご要望だったのですけれども、そのことについては、役場の方ではすぐに対応してくださっているんですね。そういった対応の素早さが、来た住民の方にちゃんと伝わってればすごくいい町になっていくと思いますので、そういった時にどうして気付かなかったのか、どうして住所とか電話を聞くことができなかったのかを、役場の中でやっぱり検討されて、それを1つの事例として接遇の、何ですか、白川町らしい接遇の町としての輝きを増していってもらえるといいかなと思ひましたので、差別解消法に伴ったいろんな合理的配慮が各課に伝わっていると思うんですけども、その辺の改善も他にどんなものがあるかも教えてください。

そして別室で対応という件なんですけれども、町民課の方ではそのような部屋でやられているということをお聞きしました。ですが保健福祉課の方では、保健センターを使っている時には中々そこを使えないということもあって、やっぱりどこか仕切りのある部屋は、雰囲気づくりとして、使えない時にはどうするのかということとか、今の保健センターの中の部屋も、どの部屋か

ちょっとわからないんですけれども、すごく広い部屋に机があってそこで話すみたいな、雰囲気としてこうご相談を個室で受けるっていう面も少し配慮をしていただくといいかなと思いました。

仕切りの面については、またちょっと町民課に戻ってしまうんですけれども、関の税務署へ行きますと、小さな本当に二人相向かいで座れるような個室が作られてあります。別に大きな部屋がある訳ではないので、そういったことぐらいは町民課のところの柱の横とかの辺に工夫することもできるのではと、それはできないかもしれませんが、そのような工夫も出来る限り行っていただけるかどうかを再質問したいと思います。

○ 議 長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 まず別室での対応ということでございますけども、先ほどの答弁の中では保健センターの1室を使わせていただくと。保健センターの中には6部屋ございまして、1番奥には狭い部屋が2部屋ほどございまして、主に一番奥の方の部屋を使うようにしております。万が一そこが使えない場合、町民会館内の部屋をお借りして相談をするというようなことにしております。ただ、今先ほども説明したように、保健福祉課の中でそういった相談スペースを改めて仕切って相談室を設けるといふには、非常に物理的に難しい状況でありますので、今のところそういったことで対応させていただいておるところでございます。

それから、その後の最初にありました障害者差別解消法ですね、これは平成28年4月1日に服部議員が言われたとおり施行されたものでございます。この中の障害者差別解消法第2条の中には、社会的障壁、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうということで、それらに対するもので行政として対応をしていかなければならないということでございます。差別法の概要の中には、国の行政機関や地方公共団体、あるいは民間事業者による障害を理由とする差別を禁止すること、そのため差別を解消するための取り組みについて、政府が示す基本方針を作成する。行政機関ごとに各分野ごとにそういった対応について、要領、指針などを作成することということで、28年4月に施工されておりますが、その施行は、以前25年の6月に法令につきましては公布されておりますので、本町におきましては、平成28年3月に障害のある方への配慮マニュアルというのを策定しておりまして、合理的配慮といたしまして基本的な考えとしてその定義、合理的配慮は法において障害者が他の者との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を共有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されております。そういった合理的配慮も踏まえ、対応の心構えあるいは障害者への理解、障害種別の特性、あるいはそれぞれの窓口での対応、場面ごとの対応と来客窓口対応、そういったものをマニュアルにしまして、視覚障害のある人につきましては拡大器を使うなり、聴覚障害のある人は筆談をしたりするというようなことでマニュアルを作ってお

るところでございます。そういったものを窓口のところに配布しまして、対応をするということになっておりますけれども、今一度その対応につきましては、それぞれの部署におきまして再度確認をしまして、今後の対応について改善できることから実施をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○ 議 長

町民課長。

○ 町民課長

町民課の窓口におきます仕切りの問題なんですけれども、一応仕切りをたてても相談する時には声が漏れると、仕切りの一番の目的というのは実際の手元が見えなくて、そして誰が隣に居るかわからないということだけが一番の目的になります。そうしますと、その仕切りを行うことについては、例えば暗証番号を入力したりという、マイナンバー通知カードの暗証番号を入れて交付を受ける時とか、パスポートの手続きとか、やはりそれぞれがそういうふうに見られては困るというような場面での仕切りが通常の間接的な考え方となります。今、議員がおっしゃられた相談等、ちょっと事細かな相談になりますと、とりあえず住民相談室は行っていただきますけれども、まだ旧の喫煙所があります。そちらの方で気軽に、明るいところですし、そちらでの対応というのも行っておりますのでご理解賜りたいと思います。

○ 議 長

再々質問ありますか。ないですか。

○ 5 番

先ほど質問しましたが、事例集等で具体的に対応をしていくことについて。

○ 町民課長

すみません。先ほど保健福祉課長が話しました障害のある方への配慮マニュアルというのが出来ております。こちらは障害者だけではなく、一般の方にも当然使える内容にはなっておりますので、そちらを今後、研修の中で再度周知、徹底を行って、ご迷惑がかからないように進めていきたいと思っております。

○ 議 長

では、次の質問に移ってください。

○ 5 番

すみません。時間を忘れてしまったんですけど。何時からでしたか。

(「30分までです」)

30分まで。ありがとうございます。

では次の質問に入らせていただきます。野菜ファーストというものの推進についてです。白川町健康づくり計画まめな白川いきいきプラン、以下まめなプランと言います。そこでは「野菜をもっと食べましょう」というような事業が平成28年から始まっています。広報に野菜料理が載っているのもその一環だと伺っています。白川町では野菜を栽培している人は80%にもなりますが、国が奨める野菜摂取量1日350gに食べる量が満たない人が90%もいるという調査結果から、健康長寿を奨めるために、もっと野菜を食べようと取り組みを始めたこと認識しています。町ではどのような取り組みをして、また推進の成果、効果、課題をお聞きしたいと思います。感じている点でも良いのでお答えください。

さて、野菜をもっと多く食べようという取り組みは、野菜ファースト、ベジファーストというネーミングでも、全国各地で取り組まれています。野菜ファーストというのは、毎食野菜を食べること、食事の最初に野菜を食べる事、この2つを推進して、野菜摂取量を1日350g以上にして、健康寿命を上げる事を目的にしているようです。野菜を最初に食べる事で血糖値の上昇を防ぐことが出来

ます。また最初に食べる事で、野菜の摂取が結果的に増えるといった健康になる利点があるようです。白川町での、野菜を食べようの取り組みをさらに進めるために、県と連動して野菜ファーストの取り組みをする考えはないかをお聞きします。

県では、県民の7割が野菜不足という事で、野菜ファーストを推し進めているようです。取組としては「まず野菜！食べて健康日本一」のポスターを張ったり、各町村のイベントで、野菜料理教室を開催したり、クイズを行って野菜をプレゼントしたりとイベントで推進しています。私が野菜ファーストの取り組みで注目したのは、東京都足立区の実践です。ここは随分糖尿病の方が多かったということで野菜ファーストに取り組まれています。この取り組みでは、児童の肥満の解消にも成果も上がってきているようだという報告もありました。足立区の野菜ファーストの取り組みの中で、白川町でも進めるとよい実践として2つ提案いたします。

まず一つは、保育園や学校の給食を食べる前のあいさつに「いただきます」と今は一緒に言っていますが、そこに「最初の一口は野菜から」を加えて「一口目は野菜からいただきます」ということで野菜を食べる習慣をすすめています。2番目には、外食店にまずミニサラダなど野菜を出してもらおうようお願いして、健康な食事推進協力店に指定させてもらいます。健康意識のない方、そういう方が意外に糖尿病になっていくわけですが、そういう方でも外食するとき自然に野菜を食べるようになるというのが狙いです。お店もお客様の健康増進に協力しているというアピールにもなり、協力店は増えているそうです。

その他に、白川町のチャオの野菜購入と生産を盛り上げるために、こんな実例がありました。チャオで野菜料理の無料講習会を毎週開いてはどうでしょうかとおう提案です。これは、ある野菜直売市での売り上げ増進に、その直売市の店長さんが毎週無料で野菜料理を振る舞うというようなことを行っていて、その野菜料理を食べた人が、そういった使い方がわかってその野菜を買っていくという購買に貢献しているニュースを見ました。まめなプランの成果をもっと上げて、岐阜県と共に「食べて健康日本一」の町にチャレンジし、町民の健康寿命をぐいぐいと伸ばしていこうではありませんか。

まとめますと、野菜ファーストに白川町でも大々的に取り組み、先進地のアイデアを取り入れ、具体的には給食での習慣づくり、外食店の協力、チャオでの料理教室イベントの開催、健康増進のためにこれらを実施し、白川町の野菜生産と食べる人を増やしていく考えはないか質問します。

○ 議長 答弁を求めます。 保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 はい。それでは5番 服部議員の質問、野菜ファーストの推進についてお答えさせていただきます。

議員からご質問頂きました、白川町健康づくり計画「まめな白川いきいきプラン」に関しましては、平成28年9月にも服部議員からご質問を頂いており、常に町民の健康維持増進に関心を持って頂いておりますことに、まずもってお礼申

上げたいと思います。議員がご指摘のように、厚生労働省が推進する「健康日本21」では、成人が一日に必要な野菜の摂取量、これは350gと言われ、野菜料理では一日5皿の摂取が目安とされています。平成27年に白川町で実施しました「健康と生活に関するアンケート」では、一日に5皿食べている方の割合が非常に低いという状況が分かってきております。岐阜県におきましても、先ほど言われたとおり7割が野菜の摂取量が足りていないと言われておるところでございます。

白川町では、この国が示す健康日本21又は県が策定いたしましたヘルスプランぎふ21に基づきまして、健康づくり計画としまして、平成28年から32年の5か年計画でこのまめな白川いきいきプランを策定し、これに基づきながら保健事業を進めておるところでございます。この中の健康づくりの4本柱の一つに「地元の野菜をもっと食べましょう」とうたい、一日の野菜の摂取量を増やすことを目標に計画、実施をしてきておるところでございます。

具体的な取り組みとしましては、平成28年から広報しらかわに毎月健康レシピのコーナーを設け、旬の野菜を利用しました簡単に作れる野菜料理を家庭の中で「プラス一皿」のキャッチフレーズの元、紹介をしてきております。今後は、若い年齢層にも親しみやすいようなレシピの工夫をしていきたいと考えております。また、このたびこの記事を、このレシピを野菜レシピ集としてまとめましたので、健康相談の機会を利用したり、町民会館に設置し、町民の皆さまに提供をしておるところでございます。今後は、更により見やすい方法を工夫し、より多くの皆さまに手にとっていただけるよう検討をする予定でおります。また、毎月19日の食育の日にあわせまして、旬の野菜の豆知識を取り上げ、食育の啓発記事と共に掲載したポスターを野菜村チャオを始め、各医療機関、町内店舗の一部、町民会館、役場各出張所などに掲示し、CCネットのお知らせコーナーでも紹介しておるところでございます。また野菜のみならず、一日の食事の適正摂取量が分かりやすいような、そういった媒体を工夫し、目でみて分かる資料、そういったものを作成し、健康相談に生かしているところでございます。町民の皆さま個人個人からお問い合わせ頂き、対応することができますので、ぜひ保健福祉課までお問い合わせいただきたいと思います。と思っております。

県が行う野菜ファーストの取り組みとも連動をし、7月には食生活改善推進協議会がピアチェーレで県と共に啓発イベントを実施したところでございます。また県の啓発ポスターも掲示し、共に野菜ファーストを奨めておるところでございます。県が実施する活動の一環としまして、地産地消Weekぎふ2018というのがあります。これは地域で生産されたものを地域で消費する取り組みとして県内の直売所、小売店、飲食店などで、農産物などの販売フェア、料理メニューの提供などを行うものがございます。この取り組みに白川町からはてまひまが参加をし、地産地消を奨めておるところでございます。その他、地域の食材や旬の食材を利用した給食提供、子どもへの教育、家族と共に野菜栽培の推進など、野菜に親しむ教育は各学校、教育委員会でも様々な取り組みをしております。

これらの様々な取り組みの評価につきましては、次期計画の策定に向けて、計

画前にとったアンケートを平成31年度末に実施し、今後の比較評価に繋いでいきたいと、そんなふうに考えています。現在実施しております実施事業につきましては、その資料や相談機会が十分周知されていないことは課題であると認識しております。今回こういった機会を与えていただき、紹介させて頂けた事に感謝したいと思っております。時代と共に忙しい毎日となりまして、日常の台所では時間をかけて下ごしらえをし、調理をするといった手間暇をかけた調理から放れていく傾向が見られることは課題であると思っております。しかしその中でも、個別相談や広報などを利用し、野菜の効果を広くすすめて、取り入れやすい調理方法も提示しながら、野菜摂取を奨めていきたいと考えています。

議員からは野菜村チャオでの講習会の提案もありましたが、これにつきましては、よいいち美濃白川とも協働して検討したいと思っております。しかし、講習会だけでは一部の方しか目にする事ができませんので、立ち寄った多くの方に見ていただけるよう、一日の野菜の必要量がよく分かる啓発媒体、実際に皿に盛ってわかりやすい形にしたもの、そういったものを設置したり、野菜の陳列に合わせてレシピの工夫を掲示するなど、簡単レシピを設置し持ち帰っていただけるなど、併せて検討したいとそんなことを思います。加えてこの夏に県と共に実施した道の駅での啓発イベントを、また秋にも県と共に啓発イベントの実施を予定しておりますので、この場を借りてご紹介させていただきます。併せまして、今年度の秋のすこやか展では、食生活改善推進協議会の活動の中で、野菜の種を配布しながら、野菜350g摂取を推進する活動を実施する予定にしております。今後も次期計画策定、平成38年度までには、町民の野菜摂取量が増えているようなそんな結果を残せるよう、工夫しながら啓発していきたいと思っております。議員の皆さま方には、今後ともご支援、ご協力をいただきますようお願いしまして、服部議員の質問に対します答弁とさせていただきます。

○ 議長 再質問ありますか。

○ 5 番 質問の意図はですね、意図とはちょっと、ほとんどを今やっている活動と課題を教えていただけましたが、やはり野菜を取っているのが少ないですので、目的はズバリ野菜をたくさんとるということだと思います。それで1皿とか5皿とかっていうのって分かりにくいんです。1皿にどれだけが1皿なのか、大きいお皿なのか小さいお皿なのか分かりにくいので、先ほど言われたみたいに何gというのがどのものですよと、別に1皿でも350g入っていれば良いわけで、そういった分かりやすい表示をしていただくということも答弁にはありましたので進めてください。

それでお聞きしたかったのは、今まで28年、29年とやっていて、どんな成果があったかということは調査をしてやると分かるということですが、大体やっぱりこの野菜を作るのがよく分かったとかそういう声ですとかいうことで、分かったことも聞きたいなと思ったんですけども、ちょっと時間の関係で聞くことはしませんが、具体的なのにしてください。

チャオについては、生産を盛り上げるということも含めてですので、農林課も含めて野菜も、地元の生産者もどんどん減っていますので、そのことも合わせ

て野菜料理をもっと盛り上げていくような形にしていただきたいと思います。もう一つの質問がありますので、これについてはこれで終わらせていただきます。

○ 議 長 はい、では引き続き次の質問にってください。

○ 5 番 よろしく願いいたします。

私も何度も教育の統合問題については質問してきましたが、今回はこの統合の検討を始める、小中学校統合検討委員会発足などについての具体的な計画をお聞きしたいと思って質問させていただきます。

平成30年も半年が過ぎようとしています。すでにこれからの児童の人数は予測でき、子育て世代からは学校の統合を希望する要望が多くあります。子育て世代が将来に希望を持ってここで暮らし続けるためにも、学校統合計画を立て直さなくてはならないと思います。子育ては待ったなしです。これまでも何度も質問してきましたが、未だ検討委員会が出来ていません。学校統合の実施には、白川町全体で十分検討するプロセスが絶対に必要です。白川町の教育環境作りのトップとして、町長さんにお聞きしたかったんですが、どのようなプロセスを踏んで、いつまでに行うのか、具体的なスケジュールを質問したいと思います。

現在白川町にはこれから述べますような状況であるというのを認識しています。まず1つ目、白北、白小の統合を早く実施してほしいという声が多い。これについては先ほど安江議員の質問でも回答がありました。白川中学校の老朽化に伴い建て替えが緊急である事、また建て替え資金の55%を国の補助金が補える。それには統合という場合ということになっています。庁舎の候補地が白中であるのが第1候補として挙がっています。そのためには白川中学校の移転を庁舎建設よりも先に行う必要があります。また佐見地区では、保護者の中に中学校の統合を望む声が非常に多いです。夏の猛暑対策にエアコン設置の声が多いです。無駄なく設置するためにも、学校再編成の計画に基づいて行くべきだと考えます。これ等の事を決定していくにも、佐見、蘇原、黒川も含め、白川町全体の統合計画を立てたうえで、白川中の佐見中との統合や、白北、白小との統合が計画されるべきではないでしょうか。ですので、白川町の学校統合検討委員会を少なくとも10月に、先ほどの答弁でも10月には設置するというお答えでしたので重複しますが、発足させ、今年度中に十分検討して、5年、10年計画を第6次総合計画を待たずに立てていくべきだと考えます。以上の点により、これからのプロセスを具体的な計画を示していただきますような答弁をお願いいたします。

○ 議 長 はい。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 服部議員のご質問、統合の検討につきまして私の方から答弁させていただきます。小中学校の再編計画策定につきましては、先ほど安江議員の質問に対しまして町長からの答弁にあつたとおりでございます。また今年6月の第2回定例会でも答弁されております。ここで、義務教育学校設置に関する審議検討委

員会を開いてまいりましたけれども、そこから町長へ報告がありました5月14日以降の動きをまず報告させていただきたいと思います。

審議検討委員会からの報告を受けまして、5月14日に総合教育会議を開催しました。そこで白川小学校と白川北小学校の統合について協議を進めること、義務教育学校にこだわることなく、今後も各学校運営協議会で学校の在り方について話し合いを進めること、白川中学校の老朽化や庁舎移転の課題について協議を進める必要があることを確認し、翌15日の議員協議会で議員の皆様にご報告させていただいたとおりでございます。5月28日に学校運営協議会長会議を開催しまして、総合教育会議の内容を報告するとともに、町広報6月号配布に合わせてその概要を報告しております。また、白川、白川北地区の学校運営協議会では、7月中に小学校統合に関わって会議を開催され、その内容を報告していただきました。この内容について8月7日の教育委員会に報告した後、8月21日の総合教育会議で協議し、その結果につきまして、9月6日の議員協議会にて町長から報告をしていただきました。

今後は、白川、白川北地区の保護者の皆さまや地域の皆さまへ説明する機会を設けてまいります。そこで疑問点や不安な点などいろいろなご意見をいただきたいと思います。それと合わせまして、町内小中学校再編に関する検討委員会を立ち上げていきたいと思っております。この委員会につきましては、年度にこだわらず少しでも早くから動き出すべきと考えまして、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、また服部議員からもただ今心強い後押しのお言葉をいただきましたので、10月中には立ち上げができるよう進めてまいりたいと思っております。議員の皆さまにおかれましても、お力添えをいただきますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

- 議 長 はい、再質問。
- 5 番 今後の予定を聞きたいと思います。統合に向けてだと何年間ぐらいいるとか、検討するのは何カ月で終了するとか、そのような計画を立てておられると思いますが、その辺を具体的にお聞きしたいです。
- 議 長 教育課長。
- 教育課長 前回の定例会では、副町長の方から6次総合計画にその計画を上げるということでこの委員会を立ち上げるという答弁をさせていただいております。6次総合計画が近づいてからですと協議しても遅いので、今年度から準備をはじめまして、少なくとも来年度中には方向付けといいますか、計画を立てていきたいと考えております。詳細な事については、6次総合計画に載せられるようなスケジュールを考えておりますので、まずは検討委員会を立ち上げまして、皆様方からご意見を賜りたいと考えております。
- 議 長 再々質問。はい。
- 5 番 ちょうど小学校の白小、北小については学校編成、何ですか、未実習を防ぐために32年度というふうなご計画を聞きました。そういう点で白川中学校の統合については、いつ頃が目途になってくるのか、そういった計画をお聞きしたいと思います。つまり、庁舎計画もありますので、白川中学に改築なのか移

転なのかも含めて、早くそれを決めないと中学校の建設が遅れ、そしてまた庁舎の建設も遅れてきますので、そういう目途と努力したい最低ラインの期限を教えていただきたいと思います。その辺はあると思いますのでお願いします。

○ 議 長

はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長

はい、ご支援のほどありがとうございます。ただ今それぞれ申し上げました経過は以上のようなわけでございますけれども、私の思いとしましては、もう待ったなしの状況もございますし、かといって地域による温度差が非常に大きゅうございます。小学校、中学校の話ですが。その温度差をどう埋めていくかということが大きな課題だというふうに思っております。少なくとももう少し検討を進めなければ、いついつまでにそれができるということは、今明言できない状況だと思っております。ただ、今白小、白北の話がありましたように、そういった状況になればこれは少しでも早くしなければいけないというふうに認識をしておりますことと、それから予算的な措置が当然伴ってまいりますので、それらについての目途を立たせる必要があるということも認識しておりますことを申し添えておきます。

○ 議 長

はい。これで服部議員の質問を終わります。

ここで、2時半まで休憩を入れます。(午後2時17分)

○ 議 長

再開します。(午後2時30分)

6番 今井昌平君。

(6番 今井昌平君)

○ 6 番

冒頭に、今回の地震、台風あるいは豪雨等で被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。なお白川町では、最近ですけれども、大変大きな災害はありませんでしたが、防災には自助を含めて万全を期すことが必要だと、本当に再確認をしたところでございます。

私は、質問は所有者不明や相続放棄された不動産について質問いたします。近年、相続を放棄されたり、所有者が不明であったりする土地や建物が増えております。これらに対する固定資産税が課税できない、徴収できないということが深刻な問題となっています。相続放棄については、土地所有者が亡くなった後、その相続人が都市部で生活しており、価値の低い山林や農地、住宅などを手放したいということから相続権を放棄することが多く、今後も増えていくものと思われまます。相続人全員が相続を放棄した土地や建物は、国庫に帰属する事となりますが、実際は相続放棄の手続きはされても相続財産管理人の選任等の手続きはされず、放置されたままとなるものがほとんどです。所有者不明については、相続はしたものの登記がされないままで相続人が不明であったり、所有者が町外者で連絡がつかなくなったりすることが考えられます。

いずれの場合も町としては、固定資産税が課税できなかつたり、未納になつたりしており、将来的にはこのようなケースが急増する恐れがあります。貴重な財源の確保に大きな影響を与えることが危惧されます。また、その他にも道路整備などの公共事業や、農地や森林の集約化、災害復旧などにも影響を与え

ることも考えられます。これらの問題解決には、相続登記の義務づけや、相続放棄された土地や所有者不明の土地を市町村の所有とする制度の導入など、国の制度設計も必要ですが、まずは町として対策を考えることも必要だと思えます。これらの問題について、町の現状と今後の対策についてお尋ねいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 安江文郎君)

○ 町民課長 それでは6番 今井議員のご質問の、所有者不明や相続放棄された不動産について答弁をさせていただきます。議員のご質問で述べられたとおり、所有者不明土地は、相続が生じてても登記がなされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、経済的にも著しい損失を生じさせています。人口減少と超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地等の問題の解決は重要な課題と認識しております。

過去においても、複数の所有者が共有している土地等では、一部所有者の不明により共有者全員の合意が得られず管理や処分が困難な土地、長期に渡り相続登記がなされていない土地、所有者の氏名・住所が誤って記録され訂正の方法がない変則型登記がされている土地などの所有者不明の土地は存在し、所有者の探索の際に極めて多大な労力を要し、用地取得や適切な土地の管理、筆界確定の際に支障となってきました。

ご質問の本町の所有者不明土地の状況は、納税通知書が未到達になる案件で、相続人全員が相続放棄した相続人がいない場合、また清算済み法人等で所有者が不存在とされるケースでございますが、こちらが5件、それから相続人等の所有者は分かっているが、所有者の居住地が不明、いわゆる行方不明のケースで5件となっております。なお、個々の具体的な内容については、個人情報等の関係上省かせて頂きますが、今年に入って3件が発生している状況となっております。

なお、非課税者の所有地、非課税地目の保安林、公衆用道路等及び課税額が千円に満たない山林、原野等の中にも、所有者不明土地は少なからず存在していますので、実際の該当案件の件数はもっと多いと思われます。このような案件は賦課に関わらないため、相続調査が未実施となっており、町内の該当する全ての件数が把握できていないのが現状ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。課税対象の案件については、現在のところ死亡情報等の収集、周辺住民への聞き取り、関係自治体への戸籍照会等の相続人調査を進め、相続人への連絡を行うなどの予防、解消対策を行っています。特に、最近では、優良資産があるにもかかわらず、法定相続人全てが遠隔地に居住しているため、土地家屋などの管理ができないことを一因として放棄をされた事案が発生しており、今後も遠隔地の所有者増加に伴い、預貯金等の有資産があるにもかかわらず相続放棄による土地や家屋等の所有者不明土地の増加が懸念されます。このような現状や課題は、本町のみならず全国的な課題として、その対処への取り組みが本格化してきています。

国においては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法とその関

連法案が去る通常国会にて成立し、速やかに、政省令やガイドラインの整備を進められ、新制度の普及を行うとされています。併せて所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針が本年6月に関係閣僚会議にて定められ、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要な課題については、今年中に制度改正の具体的方向性を提示し、平成32年度までに必要な制度改正を実現するとしています。また、変則型登記を正常な登記に改めるために必要な法制度については、次期通常国会に法案を提出するなど、期限を区切って着実に対策を推進するとしています。具体的には相続等が生じた場合に、議員もご指摘ありましたが相続登記の義務化等を含め、これを登記に反映させる仕組みや管理不全な土地について土地を手放すことができる仕組み、所有権放棄になります。それから長期間放置された土地の所有権のみなし放棄の制度のほか、民事における土地利用の円滑化を図る仕組み、具体的には隣接者等関係者への移行や共有、もしくは地域での財産管理制度などの登記制度、土地所有権等のあり方について検討されており、これらの仕組みが構築されるものと思われま

す。また、土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査に関し、一部の所有者が不明な場合を含めて調査を円滑かつ迅速に進めるための措置や、地籍調査の過程で得られた情報の他分野での所有者情報の利活用の促進策についても必要な措置が整備される予定です。特に、民法に規定されている相続人不存在の場合の財産の管理、清算手続きにおいて、利害関係人又は検察官のみにその財産管理人の選任請求を認めていましたが、新たに所有者不明土地の適切な管理のため特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度の創設が、次期の基本制度の見直しと併せてなされる方向であるとされています。この制度創設については、本町としてもできるだけ早期に制定されるよう国に対して強く要望していくこととしています。当面、特別措置法の説明会や民法の研修会等に担当者を積極的に参加させ、所有権関係の民法、登記関係の法規改正などの最新の情報を得ながら、本町の所有者不明土地のそれぞれの課題に対処し、早期の解消に取り組むこととしています。本問題は、所有者不在に伴う税の減少にとどまらず、土地家屋の荒廃による環境悪化、筆界確定の際の支障などから経済的な損失も含めて、人口減少が進む本町にとっては大きな課題となってくるものと思います。新しい制度を活用し、できうる限り早期に不明土地の解消を図り、諸課題の解決にご協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 6 番 今、答弁をいただきました。まさに言わんとしたことを言われましたので、要約しますと、本当にこれから、一つ聞き洩らしましたが、最初の納税通知が行かないんだ件というのは何件ですか。5件、5件、3件は聞いたんですけど。
- 議 長 はい、町民課長。
- 町民課長 納税通知書が未到達により、相続人全員がの案件ということですね。不明土地として確認されていないのは、所有者不存在で5件、行方不明で5件ということですよ。全部で10件です。

○ 6 番 これは白川町だけではなくて全国的にさっきも話がありましたけれども、段々増加してくると、大変な問題になってくると思っておりますし、それを気付かれて法も今述べられましたようにいろいろと制度を変えていくということでございます。端的に言えば先の質問でも述べましたように、登記の義務付け、それから放棄された土地、所有者が不明の土地が市町村の所有する制度の導入と、端的に言うと、それでうまくいくわけですけど、いろんな民法もありますし、私権ということもあります。個人の権利もありますので、こういうことはなかなか簡単にいかないことは分かっておりますけれども、是非前に進んでおるということを聞いておりますので、地方公共団体、市町村、県等、是非私たち議員もそうですし、市町村議会もそうでございますけれども、やはりこの法律を、国の法の整備ということを是非急いでやっていただいて、土地等の荒廃等いろんなことで税金、町税本当に財源の少ないところで1円でも欲しいという財源のところ、やはりこういう固定資産税とかこういう税が段々減っていくという、大変なことでございますので、是非一体となって早期に法を整備されて、こういうことが少しでも無くなるよう、納税できるように努力をしていただきたい、また要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いをして質問を終わります。

○ 議長 今の要望ということで、これで質問を終わります。

続きまして、2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 ただ今、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、白川茶の海外展開と学校教育への取り組みについて質問させていただきます。

まずは白川茶の海外展開の今後の展望について伺います。海外のお茶の消費拡大の背景には、2013年ユネスコの無形文化遺産に「和食」が登録されたこと、海外の肥満対策としてヘルシーなイメージのあるお茶の消費拡大等が挙げられ、より大規模な市場に向けてお茶を販売するのは、グローバルな現代において当たり前のことだと思います。本町でも3年前から地域おこし協力隊を中心に台湾、マレーシア、カナダに販売を行い、販売額はまだまだ少ないですが、徐々に上がりつつあり、今後の販路拡大に手応えを感じられるようになってきたとの話も聞いています。町長も様々なところでの挨拶の折、海外販売での展望や消費拡大を謳っており、海外販売は白川町を挙げての大きなプロジェクトだと認識しています。しかし、プロジェクトの中心人物である協力隊員が任期満了に伴い、海外販売員としての再雇用の話もなく8月をもって退職されました。商売は、商品の善し悪しは当然ありますが、人と人の付き合いや、そこから生まれてくる人脈も大切な武器となります。ここまで3年間をかけ、ただ売るのではなく、白川茶に愛着を持ち、白川の地歌舞伎を使ったPRや、その後のインバウンド展開など様々なアイデアと行動力を持ち、最後の報告会では悔し涙を流すくらいに一生懸命になってくれた人材を手放すことに疑問を感じます。このような人材が去った後、町は今後の白川茶の海外展開についてどのような人材でどういった戦略を持って

臨むのか考えをお願いします。

続いて、学校教育への取り組みについてお伺いします。私がちょうど一年前、初めての一般質問で学校教育の場で白川茶を飲み、消費拡大とともに白川を愛する子供達を育てたい、というような内容の質問をしました。これは、年々生産量、販売量とも減少の一途を辿っている、我が町の特産品の白川茶をなんとかしたい、そしてそれを続けていくためには、未来を担う子供たちがキーになるに違いないという思いからの質問でした。その時の町長からの答弁は「各家庭に任せる」というものでしたが、2世帯住宅も増え、集合型住宅の建設で核家族化進む今、そのように消極的なことで白川茶を守り伝えていけるのか、疑問を感じます。

先日の青少年健全育成大会において、町長は郷土愛という言葉で青少年の健全育成を語っておられましたが、まさに、その郷土愛を育てるために、町が学校教育に携われる小中学校のうちに、白川茶を故郷の味として子供達の心に深く刻み付けるべきではないでしょうか。

現在、蘇原小学校の総合学習の時間を年間6時間いただき、3年生に対して白川茶の歴史や、お茶のことを学んだ後、急須でお茶を飲む授業をさせていただいています。このとき使用する茶器は、茶商会在ふれあいセンターに10器ずつ寄付したもので、普段ほとんど使われていないので、学校に移し授業で利用していくのも良いと思われまます。丁寧に入れたお茶を飲んだ子供達の反応はとても良く、家庭でも進んでお茶をいれ飲む回数が増えたと聞いています。

前回の質問でも述べましたが、現在導入されている給茶器では年間消費量たった500gであり、白川の消費の後押しにもならない他、煎茶道という言葉もあるように、お茶を美味しく入れる事そのものが文化として認められており、お茶の町であるなら学ぶべきことだと思います。もう一度、子ども達に白川茶の素晴らしさを知ってもらうために、学校で教育の場でのお茶を飲む機会の導入をお願いします。

○ 議長 答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長 それでは2番 佐伯議員の質問にお答えいたします。

お茶の海外販売についてはお茶の消費、価格が低迷する中で、新たな販路開拓を目指して平成27年度からジェットロや海外在住者等の協力を得ながら取組を進めてきました。3年間の海外での販売状況ですが、マレーシアで730kg、276万円、台湾で120kg、122万円、カナダで49kg、27万円の合計900kg、425万円となっています。まだまだ収益が出るまでには至ってはいませんが、マレーシアにおいては委託販売による伊勢丹内での販売スペースも確保できており、今後の営業努力により売上げを伸ばすことも可能な状況にあります。ここまでの道筋を作れたのは、質問にもあります地域おこし協力隊員の努力のおかげと感謝しております。

現在、お茶の販売、海外展開については、本町職員も出向していますが、ピアチャーレに担っていただいております。今回退任された地域おこし協力隊員にも、

お茶に携わっていただくことと町内に在住していただくことも考慮し、ピアチェーレへの就職を打診いたしました。本人の希望もあり、残念なことではあります。が任期満了により退任されることとなりました。

今後のお茶の販売についてですが、この3年間海外販売に取り組む一方で、国内においても販売先の確保に努めてきております。国内、海外を併せた総合的なお茶の販売強化を図るため、ピアチェーレ出向の本町職員と現在ピアチェーレに在籍している地域おこし協力隊員を中心に、引き続き推進していきたいと考えておりますので、ご理解、ご支援を賜りますようお願いいたします。

2点目の学校教育の中でのお茶を飲む機会の導入についてですが、議員のご質問にもありますとおり、1年前に教育の課題としてご質問され、教育の場での導入は多くの郷土学習の中の1つであるとともに時間的制約もあり、できる範囲での導入を検討させていただき、各家庭の中で育まれることが望ましいという回答をさせていただいていると思います。議員のご質問にありますように、食は子供の頃からの経験が大切であり、子供達に理解を深めてもらい、成長していく過程でお茶の良き伝道者となっていただくことは、白川茶が特産品であり続けるために、より効果的であることはいままでのことです。しかしながら、新しいものが次々と出てくる現代において、古くからの形式を伝統的に残していくことが大切である一方で、時代に合った形に変化をしながら受け継がれていくことも容認していくことが必要であると考えられます。

煎茶道について調べたところ、形式にとらわれず煎茶を飲みながら清談をかわすこと、政治的陰謀を避け自由に論議することがはじまりであったとの記述がありました。現代に置き換えれば、趣味など何気ない話をする中にお茶があるという状況が想像され、何気ない日常の中にお茶があることが、お茶を受け継いでいくためには最も望ましいのではないかと考えられます。しかしながら、現在そのような状況を作ることには大変難しい時代となっており、このため、前回のご質問の繰り返しとなりますが、郷土、特にお茶については少しでも学んでいただくため、本町においても学校での茶摘み、手もみ体験、給茶器の使用や、茶商会によるT1グランプリなど、お茶に関わる時間を設けているところです。特に給茶器は、当時、学校においてお茶を飲む機会のなかった子供達にお茶を飲む機会を増やすこと、お茶の産地であることやお茶の効能についても学ぶ機会をつくることを目的に、冷茶利用も含め年間を通して使用できることから導入したものであり、学校教育の中でのお茶を飲む機会の導入に一定の役割を果たしてきたと考えております。お茶の消費量としては少ないものの、当時の教育委員、学校関係者並びに議会の皆様のご理解のもとで導入されたものであることも申し添えさせていただきます。

今回、議員が蘇原小学校でのお茶の学習時間をもうけられたことには敬意を表します。議員のPTAとしての立場もあったかとは思いますが、町内全ての学校に一律に導入するには、教員、PTAの理解や、人員確保が課題となると考えられ、今後、関係課、ピアチェーレと連携を図りながら、検討させていただきたいと考えております。手もみ保存会の会員でもあられる議員におかれましては、お

茶のよき指導者であるとともに、今後もご支援を賜りますことをお願いして答弁とさせていただきます。

○ 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 2 番

再質問させていただきます。まず海外展開の今後についてですけれども、今後も今現在ピアチャーレにいらっしゃる職員の方と協力隊の方でやられるという形なんですけれども、間違えてなければ今の協力隊の方も英語が堪能で、ただ任期が後1年ぐらいしかなかったという記憶があるんですけれども、3年で築いた物を、もともと部署が違っているものですから、細かいことを伝えられているかどうか、協力隊内でそういう引継ぎができていくかというところに疑問を感じますし、次の方も1年で終わられてしまうと。今の出向されている職員の方が英語が堪能で、向こうのコミュニケーションがすごく取れる方というイメージがすみませんが僕にちょっと存じ上げてないので、そういう方であれば全然大丈夫かなという気はするんですけれども、僕の記憶では前回やられた協力隊の方も、次の協力隊の方も英語が堪能と、語学が堪能ということで海外の方を担当されたというようなことを聞いていますので、そのような形で今度の方がまた1年でいなくなってしまうと、その時にその更に先の本当に近い未来という話しではなくて、本当に去年、町長がいろんなところで海外展開を、去年かもっと前から言われてたと思うんですけれども、やっぱり白川茶を海外でもやっていくんだという気質というか思いというのを強く訴えていらっしゃるんですけれども、それが今後この1年とか先ではなくもっと先の、本当に5年10年、もっと先、もしかすると海外から人が呼べるくらいな形の展開を考えていらっしゃるのか、ただ単にちょろっと今の次の方も1年で終わられてしまうので、そういった形の取り組みであるのかということをお伺いしたいというのと、あと学校のことなんですけれども、確かにお茶というのも時代に応じて変わって行ってます。今もペットボトルとか、給茶器の導入についてもそれはそれで良いかなと思うんですけれども、大切なのはそのお茶を飲んだ時に感動ができるかということなんですよね。教育で学んだだけでお茶を飲む機会がない子ども達は、白川茶を誇りに思い感動することができるのかと。やはり今回授業をやってすごく思ったんですけれども、確かに手間はかかります。でもそれでも3年生になったら自分たちでお茶を淹れられます。教えるだけで、いちいちそんなにぴったり付いてなくても出来ます。淹れた子ども達がみんな家で飲むのと違うと。確かに煎茶道というのはただ気軽に自由に飲むというのがあるかもしれないんですけれども、やっぱりお茶の里として白川茶に誇りを持つ子どもっていうのを育てることにおいて、ただ単にボタンを押してお茶の味がする、ペットボトルと同じようなお茶が出るっていうお茶を白川茶だと思って育った子ども達は、今後もし白川茶がピンチだとなった時に、あのお茶を守ろうかと思うかということなんですよね。そのために子供に教育の場でやってほしいということはずっと言ってるんですけども、やはりお茶の里として、お茶が特産品としてやっている以上、やはりそのことはもうちょっとこだわってレベルを上げてやるべきだと思いますし、確かに学ぶ時間はあって手もみ

はしますけれども、飲む時間がないんですよ。僕最初に給食でという話しをしたんですけど、それはまた難しいかもしれませんが、例えば総合学習の時間の中で、今まで学んだだけで飲んでないんですよ。例えば総合学習全部で31時間あるんですけども、その中のせめて2、3回でいいので、例えば飲む時間を作るとかそういった形でもいいので、もう少しお茶というものを本当に知ってというのは、飲物ですから飲むということが大前提だと思うんですけども、そこに対しての思いをちょっと聞かせていただきたいです。

○ 議 長

はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長

茶業振興会の立場からもちっと答弁をさせていただきます。まず始めに海外展開のことについてお示しをさせていただきます。海外展開というのは決して私どものここだけが相手で行っているわけではなくて、ジェットロさんのご指導の下でいろんな展開をやっておるわけでございます。その中で議員がいつも言われる費用対効果というような話をされるわけですけども、そのことを考えますと、いくつもの国にどんどん手を伸ばしていける状態ではないというふうに思っております。ですから私どもは今一番近いところのマレーシアを1点にという形で進めておりますし、その他の地区につきましては、向うから来ていただけますので、そういう状況でありますと同時に、他の茶商さん達もそういったことで、今展開をしようとされております。別にピアチェーレだけじゃなくして、町内の各茶商さん達が、例えばますぶちさんでしたらアメリカの方に行くんだと、それから菊ノ園さんが台湾、あるいはあちらの方にも出したいというような、そんな意向で動いておみえになるということがまず大事でございますし、そして海外へ展開するというのは、白川のお茶というのは海外ですごく注文されておるんだよということを日本の皆さんに知っていただいて、国内の消費を拡大するという意味合いの方が今のところ大きいというふうに思ってます。私は事あるごとに海外やってますとお話をさせていただくわけですが、そんな状況の中で、先ほども答弁しましたけれども、お茶のこういった組織の中で個人がやるのではなくして、組織が対応していかなければ長続きしない、さっき一人が辞めればもう終わるんじゃないかというようなことでしたけども、そんな対応では長続きしないというふうに理解をしておりますので、私もいま英語を一生懸命勉強しておるところでございます。

それは別としまして、あと子ども達のお茶への勉強につきましては、かつてはそれぞれ例えば切井なら切井のお茶工場へ、子ども達が自分とこの学校の茶園でお茶を摘んで加工に持って来たもんです。これは数年前までありました。そういうゆとりが無くなってしまったというのも現実でございます。そして加工したものを自分たちの飲み茶として使うと、多分他の学校によってはまだその制度が残っておるかもしれませんが、そういう形の中でまず生産ということが、何というか学んでもらいたいなということです。さっき茶商会から支所に茶器セットがありましたということでしたけども、役場が設置したものでございますので、お断わりをしておきますし、それからお茶にもいろんな種類

があるんだよと。今煎茶という形で海外展開しておりますけれども、単なる煎茶は実は売れません。ほうじ茶だとかいわゆる実の無い物が売れるということですし、健康志向でございますので全てが食べれるようなお茶が売れているということと、それから抹茶ならどんどん売れていくという状況でございます。今私どもも抹茶を生産をはじめておるところでございます、これが工場を造るだけの資本もないわけですけども、そういう意味合いでお茶というものをもっと広く知っていただく必要がある。それからもう一つ先ほど教育の場に出てきました煎茶道ですけども、道といういわゆる煎茶道にしても抹茶道にしてもこれはちゃんと規格に合った道をするのが道でございます。そういった昔からのしきたりとかそういったものを学ぶ中で飲むものでして、お茶が旨い、不味いという話がありますけれども、それより先に道としての作法だとかそういったものが優先されるものでございます。従いまして、そこまで細かな教育というのは、いわゆる煎茶道の真髓を伝えるというのは出来ないというふうに思っております、私どもは子ども達に、白川のお茶はこういうふうで全国で使われますよというような、そういった物も理解をしていただくと同時に、学校で教えただけではお茶は飲みません。子ども達の家庭の中でお茶を飲むよという話しでした。そう思いました最初茶器のセットを新婚さん、新しい家庭の人はほとんど茶器のセットを持っていないというのが現実でございます、ここ10年くらい前から新婚さんのところへは茶器のセットを配ったものですけども、その後調査をしましたら1回も使ってませんよというのが現実でございました。ですからもっときめ細かな活動の中で、茶商さんとも連携しながらそういった活動を進めておるということを報告申し上げておきたいと思っております。

○ 議 長

はい、再々質問ありますか。

○ 2 番

再々質問させていただきます。海外展開については、町長が自ら英語を学ばれているということなんで、是非そこらへん期待したいと思っておりますが、やっぱり海外もずっと続けていくことが大事になってきてますので、確かに一人だけで全てを補うっていうのは、僕も確かにそこまでは考えてないんですけども、大事な、まずゼロだったところを1にした方ですので、その方がやったことがちゃんと受け継がれているかどうか、今後本当に海外でどれぐらいの形でやっていくのかというのを伺いたかったのであれなんですけれども、今町長が言われたとおり評判を逆輸入するという話しでしたので、という形でいいですね、それはとりあえず良しという形にさせていただきたいと思っております、教育についてなんですけども、先ほど農林課長がおっしゃった煎茶道と、今の町長の言われた煎茶道と大分開きがあるような印象を受けたので、ちょっとそれはどうかなと思うんですけども、確かに海外では苦みの少ないものが売れる、抹茶にすれば売れるという形なんですけども、最後におっしゃったように若い世代に茶器を渡したって飲まないですよ。そこが一番重要で、だけど子どもが学校で学んできて、お茶を飲みたいと思ったら親はお茶を出すんですよ。家でもそうですけれども、やはり親が変われば子も変わるんです。逆に言って子が変われば親が変わると、子どもが変われば大人がやってやろうと、子どもが

飲みたいと言ったら大人はそれに向かって出すと、そういう動きっていうのは子育てをされていてすごく思うんです。子どもが欲しいと言ったらできるだけそれに対して応えてあげたいというのが親心ですので、僕が教育に入れるというのは、子どもを教育っていうところもあるんですけど、そこから広がっていく大人の流れっていうのを思って子どもに教育をしたいという話しをさせていただいたんですけども、やっぱり大人は面倒くさければやらないんですけども、子どもは何か賛同することがあればそれを伝えます。やはりそういう動きを、やっぱりせっかくお茶の町ですので、ゼロにするのではなくて、先ほど言ったように授業の中で、沢山ある時間の内で少しでも入れるような努力をやっぱりしていただかないと、これからを担っていくのは子どもですので、その子ども達が誇りに思えないお茶、ただ単に出てくるだけっていうお茶ではなく、本当に美味しいと思える白川茶というのを、今の時代は煎茶が売れないからほうじ茶でというんであればそれでも構わないですけども、やはり基本となっているお茶というのは緑茶、煎茶だと思っているので、僕はやっぱりそれをきちんと飲ませて、子ども達にそういう子に育ててもらいたいという思いを持っていますので、これは要望ですね、要望で上げさせていただきますけれども、本当に僕らはもう手遅れですので、将来を担っていくのは今いる子ども達です。その子ども達に向けて白川は素晴らしいんだという形で育っていけるように誇りを持って育ててもらえる環境をどうぞよろしくお願いします。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

私も大変心強いお話をいただきまして、有り難いなというふうに思っております。まず私ども思いますのは、子ども達に高いお茶を是非飲ませていただきたいということでございます。番茶を飲ませてこれがお茶かという形になりますので、そのことを是非、指導の中で付け加えていただきたいなということでございます。また教育の中でなるべく教育委員会のカリキュラムの中に、これはお茶ばっかじゃないですけども、ふるさと教育というのをもう少し取り入れなければいけないなという思いでおりますことと、お茶に限らず是非進めていただくようお願いをして参りたいと思っております。

○ 議 長

2番 佐伯好典君の質問を終わります。一般質問を終わります。ここで3時20分まで休憩入れます。(午後3時10分)

○ 議 長

再開します。(午後3時20分)

◇日程第5 承第6号 専決処分した事件の承認について

専第7号 平成30年度白川町一般会計補正予算(第3号)

○ 議 長

日程第5 承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第7号「平成30年度白川町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

報告を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君 登壇)

○ 総務課長

承第6号 専決処分した事件の承認について、議案及び提案説明を朗読し、報告した。

○ 議 長

報告が終わりました。質疑を許します。

- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第6号を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第7号「平成30年度白川町一般会計補正予算(第3号)」は、報告のとおり承認されました。
- ◇日程第6 議第41号 白川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議 長 日程第6 議第41号「白川町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第41号 白川町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
5番。
- (5番 服部圭子君)
- 5 番 すみません。条例の内容と国の法律ですとか、現在作られている名古屋市の条例等々少し比べさせていただいて、3つの点についてこの条例の中に組み込まれているといいんではないかと思った点について質問させていただきます。
1点目はですね、目的のところには災害被害者の方々の心に寄り添うというような部分を非常に強調して、災害被害者の方が求められている点にあると思ひまして、そういうような文面は抽象的ではありますが、そういった点はどのようにこの条例の中に反映されているのか。同じように4条ですね、町民の人というところですが、その時に町民は生活の平穩を害し、又は二次的被害を生じることのないよう十分配慮するっていうことではありまして、次のところで広報及び啓発でそういった認識も広げてはいくわけですが、この方たちの心情を尊重し、孤立しないようなふうにならめるといふようなところの対応の面も必要ではないかと思ひ、その点について。
もう1点はですが、5条のところでは町はこの問題について相談に応じとありますが、やはり先ほど私も一般質問で質問させていただいたんですけども、この窓口でありますとか、そういうところの行政側の方が新しいこういった事案についての研修ですとか人材育成、そういった面について専門機関に取り次ぐということにしてもやはり窓口での専門の研修等が必要であると、があつてこそ相談に応じれると思ひますが、この点についてもこの条文の中ではどのように案として考えられているかを質問させていただきます。
- 議 長 総務課長。
- 総務課長 まず1点目でございますが、寄り添う部分ですね、名古屋市の方の条例には

確か入っておりまして、講演会の後の勉強会の方でも名古屋市の職員さんが来てお見えになりましたので、そこでも説明がございました。もちろんこの中に文書が入っていないので寄り添う気持ちは何もない訳ではございませんが、この中で条例を各県内でもそれぞれ作っております。七宗は7月に作ったのでトップバッターをきって作っておみえになりますが、七宗の部分とうちの条例は違っております。特に違っておる部分については、二次的被害というところが七宗には入っておりませんが、私たちのところでは特にこの本来の部分以外のその二次的被害の部分ですね、犯罪の方が体に負った傷やそういったもの以外の部分で家族の方が負われる負担の部分ですとか、そういったところをしっかり入れようということでこの二次的被害を入れております。本当ですと、県内全部が同じように、この岐阜の犯罪被害者支援センターを使っているんな支援を行っていきますので、県が本来のものを作っていただいてそれに市町村が協力、支援をするような形の条例が最も好ましいのではないかと始めは思っておりましたが、県、それから県警自体は自ら動くということはどうも無いという情報を得て、但し市町村ごとで条例は作ってほしいというようなお話をいただいたので、各町村それぞれ動きが多少まちまちになっておる状況です。町村会の方でも県警の方からその意見を受けて皆で作ろうということになっておったんで、おそらくほとんどの所が作るということになると思いますが、市長会の方は市長会の方で別に動いておるので、市の方はまた違う条例を作ってくるかもしれません。全部までは見てはおりませんが、中には特にこの条例を作る意思は無いという市もあるようです。その辺は特定する犯罪被害者等に特定する部分の条例を作るのか、生活安全全体をまとめた条例で補完をするのかという部分で判断が違ってきておるようですけれども、可茂管内については情報交換をしながら条例を制定しようということで、今回9月に全ての町村がこれを出そうという形になります。ですので、寄り添う言葉は特に目的に入ってはおりませんが、勿論その負う方の部分であったりとか、そういうところで周知はしていけるのかなと考えております。

その後の広報、啓発の部分ですけれども、今言ったようなことも勿論広報していく必要がありますし、先ほどの町民の責務の皆さんのご理解という部分では、なかなか現実問題として自分の回りにそういう方がお見えになる方は少ないと思うので、実感としてわくことがあまりないかなという気がいたします。おそらく説明会等でも話はありましたが、名古屋市、岐阜市クラスですと年間に何件かは事例はありますけれども、町村単位までくると本当に10年、20年に1回あるかないかということが多々あるということでしたので、今回条例を作りますが、本当に何もなく済んでいくうちにまた希薄化していくのではないかなという気が若干しますけれども、特に犯罪被害者等の関係の周知月間というのもございますので、そういった中できちんと周知していく必要はあるかなと思っております。それと併せて啓発活動、広報活動をしていこうかと思っております。

それから5条の関係でございますけれども、相談の関係でございますが、協

議会でもお話ししましたが総合窓口は総務課でやる予定でございます。実際に専門的なそういう知識を持った職員がおるわけでもございませんし、なかなかニーズがないものですからそれ専用の職員を雇うことは多分どこもしないとは思いますが、ここにごございますようにこの関係機関等の連絡調整を行うということでございますけれども、実際に相談を受ける際の一番多いのが裁判手続きの関係の手続き方法が一番初めにくるそうです。経済的な支援も勿論ですけれども、どうしてもその裁判というものが目の前にすぐきてしまうので、その裁判をどうやっていくかということもありますが、県の犯罪被害者等の支援センターの方では法テラスの関係ですとか、県内の弁護士さんの、弁護士会の弁護士さんもお見えになりますので、そういった方との意見も交換できる場所があって、平日には私の方で受けた窓口の相談はそこの連絡調整をしながら繋いでいったりとか、そちらの方からこちらへ派遣をいただいたりという部分が主になると思いますので、専門的な知識としてはなかなか窓口の職員ができるということはないかもしれませんが、対応の部分ですね、一般質問にもいただきましたけれども、実際にお見えになった時に何か支援することはございませんかというところを聞く部分から始まっていくのかなと考えておりますので、そういった窓口の実務を考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第4 1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第4 1号「白川町犯罪被害者等支援条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第7 議第4 2号 白川町コミュニティバス条例の制定について
- 議 長 日程第7 議第4 2号「白川町コミュニティバス条例の制定について」を議題とします。
説明を求めます。企画課長。
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第4 2号 白川町コミュニティバス条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
5番。
(5番 服部圭子君)
- 5 番 このコミュニティバスの方では、白川東白川線では東白川に入ると思うんですが、そちらの方のバス料金については、他地区内の料金で1日券ということで600円というような、町外でデマンドバスですか、そこのところはどのようになるかを、この条例の中では読み取れるんでしたら教えて頂きたいということと、もう1点は、保育園、小学生、中学生が、全協の方で50%にすると

かってというような質問をさせていただいてるんですけども、保育園、小学生、中学生または高校生の通学ではない場合の高校生の利用料金はどのようになっているのか、この2点についてお願いします。

○ 議 長 はい、企画課長。

○ 企画課長 まず白川東白川線につきましては、濃飛バスの運行になりますので、この規定には上がってまいりません。基本的には200円という料金になってまいりすけども、今デマンドのお話もいただきましたけれども、デマンドで東白川へ行くことも可能となります。この場合は町外という形になるかと思いますので300円の料金になると思います。

減免につきましては、未就学児につきましては100%、中学生以下は50%、障害者については50%ということで規定をしております。

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第42号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号「白川町コミュニティバス条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8 議第43号 白川町スクールバスの住民利用に関する条例の全部を改正する条例について

○ 議 長 日程第8 議第43号「白川町スクールバスの住民利用に関する条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。企画課長。

(企画課長 安江章君 登壇)

○ 企画課長 議第43号 白川町スクールバスの住民利用に関する条例の全部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

8番。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 大変な条例を作られてご苦労であったと思いますが、何と言っても人間を乗せて走るバスです。これで大変車がいにくわけですが、故障した、いのかんようになった、車が何台も何台もあるわけやないですから、代わりを出すと言ってもそう簡単には出ないと思いますが、修繕はですね、濃飛バスの今の会社がやるのか、これ乗ることは世話ないんです。どこで誰が修繕をして、途中で故障するかもわからん、その車の予備があればそれを持って行けばいいかもしれんが、そのことは一向に謳ってないように見えるわけですが、私の見損ないかもしれませんが、そんな状況、いにく車をこうして認めることは結構ですけども、そういう問題がここには書いてないような気がするものですからどうですか。このことについては。

○ 議 長 企画課長。

- 企画課長 はい、この条例の方はデマンドバスのことについて規定をしております。濃飛バスにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、別に運行協定という形で白川町の方と結ばさせていただきます。濃飛バスは濃飛バスのバスを走らせますし、濃飛バスは会社の方で予備車両を持っております。町のスクールバスにつきましては、町の方で管理をいたしますけれども、予備車両として1台のスクールバスを確保している状況です。
- 議長 はい、8番。
- 8番 確かに濃飛バスは濃飛バス、ただ濃飛バスがどうかこうとかやなしに、この車をこれだけデマンドバスで使って、スクールバスも使ってやる時に、濃飛バスにいろいろ故障が起きた時は修繕をさせるのかどうかと、その今の白川町が会社を持っておいて、会社でその修繕をしていくっていうなら何も必要ないしこのまま通せばいいんですが、そのことが謳っていないものですから、そのことを聞いておるんです。
- 議長 はい、企画課長。
- 企画課長 濃飛バスは濃飛バスの方で管理、運行を行いますので、今の万が一の故障の際は濃飛バスの方が責任をもって修繕をするということになります。
- 8番 スクールバスはどうか。
- 企画課長 町のスクールバスは町の所有ですので、町で行います。
- 8番 町でやらんならんならどこにその修繕をする会社があるんですか。修繕をする修理工場は。
- 議長 8番、挙手して。
- 企画課長 修繕が必要な場合、教育委員会の方で修繕を行っておりますので、その対応で出来るものと思っております。
- 議長 8番。
- 8番 自分の車1台ぐらいの今言われたような答弁ですみませんが、数は使うでしょ、これだけの車を。そんな簡単なもので済みますか。
- 議長 はい、企画課長。
- 企画課長 スクールバスについては、これまでも持っていた台数、そのスクールバスを使うという状況になりますので、これまでと同様、対応はできるものと思っております。
- 議長 これ修理工場のことを言っておるんやら。
暫時休憩します。(午後3時50分)
- 議長 再開します。(午後3時52分)
企画課長。
- 企画課長 スクールバスの修理に関しては、教育課長の方から答えていただきますけれども、濃飛バスにつきましては濃飛の指定工場を持っておると思っておりますので、そちらの方で対応できると思っております。
デマンド車両につきましてはリース車両でございますので、いざという時にはその対応はできるものと思っております。
- 議長 教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

- 教育課長 スクールバスにつきましては、現在も運行しておるバスでございます。それぞれそのバスによりまして、町内の自動車屋さんを通じまして必要な修繕、車検等を行っておりますので、委託した場合にですね、同じように対応はできるというふうに思っております。
- 議 長 8番。 8番 濃飛バスは濃飛バス、スクールバスはスクールバスで今までやとったところが修繕すると、それは分かりますよそんなことは。ただ一つの、今度は白川すじの状況で使うデマンドバスというのは、いくつもあるわけやね。何台も。それは受けた会社が全部手前んだで修繕して走らすというふうにみなせばいいんですか。
- 議 長 はい、副町長。
(副町長 佐藤滋君)
- 副町長 今回はこの条例でスクールバスの利用について定めております。これの修理についてこの条例中に謳う必要はないので、この部分は町の事業の中でやります。現実的に今もスクールバスは動いておりまして、そのスクールバスは各町内の業者さんが、佐見のものは佐見自動車、蘇原のものは蘇原地区の自動車屋さんが修理を担当していただいておりますので、今までと修理については変わらないということでございます。
- 議 長 3番。
(3番 梅田みつよ君)
- 3 番 前回いただいた資料の中でですね、70歳代が3人町営バスの方の運転、そして町と派遣契約ということが書いてございましたけども、これについて70歳代の方について、ドライブテクニックがあるという方も当然いらっしゃると思うんですが、70歳代の雇用について異議があるというような町民の声がございますが、これについてどのように考えてみえるか教えてください。
- 議 長 今、これ条例のところですので。
- 3 番 ですが、今日聞かなければちょっとチャンスが無いかと思ひまして、今お伺いしたいと思います。
- 議 長 それと、これコミュニティバスじゃなしにスクールバスのあれですので、それは今ちょっと違うと思うけど。
- 3 番 先ほどちょっと聞きそびれましたので、すみませんがお願いしたいです。
- 議 長 企画課長。
- 企画課長 大新東の方に委託をいたします公共交通につきましては、大新東の方の白川タクシーの出身の社員と大新東で雇用する職員で運行していただくこととなります。こちらの年齢制限は68歳となっておりますので、そちらは68歳以下で運行するということとなります。多分、今梅田議員のおっしゃられた資料、ちょっと今日持ってこなかったのですが、地域部会で運行されるシルバー人材の方から委託される運転手の事だと思ひますが、シルバーの方も県の方で何歳までといったような基準を設けられた中で、研修等を行ったうえで派遣をしておりますので、その基準には合致した方を送ってもらえると思っております。

- 議 長 はい、質疑を終わります。討論を行います。
（「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第４３号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第４３号「白川町スクールバスの住民利用に関する条例の全部を改正するについて」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第９ 議第４４号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第９ 議第４４号「白川町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。町民課長。
（町民課長 安江文郎君 登壇）
- 町民課長 議第４４号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
（「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第４４号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第４４号「白川町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第１０ 議第４５号 白川町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議 長 日程第１０ 議第４５号「白川町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。
説明を求めます。企画課長。
（企画課長 安江章君 登壇）
- 企画課長 議第４５号 白川町過疎地域自立促進計画の変更について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
（「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第４５号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第４５号「白川町過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第１１ 議第４６号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

について

- 議 長 日程第 1 1 議第 4 6 号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題とします。
説明を求めます。企画課長。
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第 4 6 号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第 4 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第 4 6 号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第 1 2 議第 4 7 号 平成 3 0 年度白川町一般会計補正予算 (第 4 号)
議第 4 8 号 平成 3 0 年度白川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議第 4 9 号 平成 3 0 年度白川町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
議第 5 0 号 平成 3 0 年度白川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議 長 日程第 1 2 議第 4 7 号「平成 3 0 年度白川町一般会計補正予算 (第 4 号)」、議第 4 8 号「平成 3 0 年度白川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)」、議第 4 9 号「平成 3 0 年度白川町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)」、議第 5 0 号「平成 3 0 年度白川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)」以上 4 件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第 4 6 条第 1 項の規定により、委員会審査を 9 月 2 0 日までに終わるよう期限を付したいと思えます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は 9 月 2 0 日とすることに決定しました。

◇日程第13 認第1号 決算の認定について

- 議 長 日程第13 認第1号「決算の認定について」を議題とします。
なお、お手元に一般会計及び特別会計の決算書とともに、報第4号により所要の付属書類が配布されていますので、よろしくお願ひします。
それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。なお、説明は簡潔にお願ひしたいと思ひます。会計管理者。
(会計管理者 藤井充宏君 登壇)
- 会計管理者 認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。瀨瀨監査委員。
(監査委員 瀨瀨利英君 登壇)
- 監査委員 ただ今、議長さんから報告を求められましたので、平成29年度決算審査結果について、ご報告申し上げます。
平成29年度白川町一般会計及び各特別会計の決算並びに定額運用基金の運用状況については、本年6月7日以来、延べ8日間にわたり各課の所管事項に係る事務事業につきその執行状況を監査するとともに、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査致しました。また、8月20日、21日の2日間にわたり、総合的に諸帳簿、帳票及び証券等の証書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ、各特別会計の決算の係数及び定額運用基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認致しましたので、ここにご報告申し上げます。
なお、各課の定期監査及び決算審査における意見等につきましては、お手元に配布致しました意見書のとおりでございます。何卒、今一度ご検証いただきますよう、お願ひ申し上げまして、決算審査報告と致します。以上です。
- 議 長 決算審査の報告が終わりました。
- 議 長 お諮りします。
本件については、予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託して審査することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月20日までに終わるよう期限を付したいと思ひます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月20日とすることに決定しました。
- 議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議長 お諮りします。明日15日から17日は閉庁日及び日曜日のため、18日と19日は委員会審査のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、15日から19日までの5日間は休会とすることに決定しました。

○ 議長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、9月20日日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。時間はおって連絡します。

なお、18日と19日は予算審査常任委員会を午前10時から、役場第1会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いします。

それでは、本日はこれをもって延会します。どうもご苦労様でした。

(午後4時42分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員